

## 明治中期における筑豊石炭鉱業組合の組織と活動： 明治十八年の創立から明治三十三年ころまで

荻野，喜弘  
九州大学石炭研究資料センター

<https://doi.org/10.15017/13724>

---

出版情報：エネルギー史研究：石炭を中心として. 13, pp.1-32, 1984-12-25. 九州大学石炭研究資料センター  
バージョン：  
権利関係：

# 明治中期における筑豊石炭鉱業組合の組織と活動

——明治十八年の創立から明治三十三年ころまで——

荻野喜弘

## 一 はじめに

本稿は明治中期における筑豊石炭鉱業組合の組織と活動について取り上げる。筑豊石炭鉱業組合は、明治十八年（一八八五）に筑豊各郡の石炭坑業組合の連合組織、すなわちいわゆる五郡坑業組合としてまず発足し、同二十四年に組織統合し、さらに二十六年に改組され、筑豊石炭鉱業組合となった。その後、同組合は何度か規約を改正したが、組合の基本的性格を変えることなく、有力な同業者団体として成長し、注目を集めた。とくに大正三年（一九一四）から五年にかけて全国に先駆けて採炭制限を実施し、第一次大戦後の不況に際しては石炭鉱業連合会、すなわち全国的カルテル結成の推進役となった。また大正五年実施の鉱夫保護立法である鉱夫労役扶助規則の改正問題、あるいは米騒動後の労働運動の台頭への対抗など労働問題に対しても使用者団体として積極的にかかわった。しかしながら昭和恐慌期に鉄道省納炭問題に端を発した組合内の大手炭鉱と中小炭鉱間の利害対立は、昭和五年（一九三〇）九月には中小炭鉱による筑豊石炭鉱業互助会の結成へと進み、八年二月ついに同会は筑豊石炭鉱業組合から分離するに至った。大手炭鉱のみになった

筑豊石炭鉱業組合は九年五月に改組し、社団法人筑豊石炭鉱業会として再発足した。同会は、昭和十六年十一月に戦時統制機関として石炭統制会が設立されるに及んで、ついに解散をよぎなくされ、半世紀を越える歴史に幕を降ろしたのである。

本稿はこの長い筑豊石炭鉱業組合の歴史のうち、明治十八年の創立から、同三十三年ころまでを考察の対象とする。この時期は日本における産業革命期であり、かつ筑豊石炭業の確立期であるが、同時に日本における同業組合政策が展開をみ、同業組合が簇生した時期でもある。本稿は筑豊石炭鉱業組合を対象にその組織と活動が、同業組合政策・鉱業政策と当該産業の展開のなかでどのような推移をたどったかを産業革命期に限定して検討するものである。

## 二 五郡坑業組合の組織と活動

当初の筑豊石炭鉱業組合は、明治十八年（一八八五）四月九日付福岡県布達第三四号「石炭坑業組合準則」にもとづき設立された筑豊五郡の各石炭坑業組合の連合組織として、同年十一月十四日に創立された

される。<sup>(2)</sup>（以下、五郡坑業組合、もしくは単に坑業組合と略称）。福岡県における石炭坑業組合の設立は、十七年十一月二十七日付農商務省達第三七号「同業組合準則」をうけとめた県当局による同業組合組織化方針の一環として、県当局の主導によるものであった。筑豊五郡坑業組合の創立に先立って十八年十月二十九日より直方において開催された連合会の議案、すなわち「第一号議事細則、第二号五郡組合聯合規約草案即ち取締所設置、会議開設の件、第三号依托販売即ち石炭売買を一途にする方を設くるの三条」<sup>(3)</sup>は県庁で草稿されたとき、当日県から四等属石野寛平らが出席している。この連合会で石炭坑業組合連合規約、一括販売荷為換手続が決められ、連合総長をおき、取締所を設け、万般の監督をなさしめ、また石炭の一括売捌きは目尾坑主杉山徳三郎に信認金および石炭為換金五万円で引き受けさせることになった。<sup>(4)</sup>若松に五郡連合取締所、一括売捌所、蘆屋にそれぞれ出張所を設置することになり、十二月二十一日若松港で、翌二十二日蘆屋港でそれぞれ開業式が挙行された。<sup>(5)</sup>さきの連合会で決定された申合規約は出願のうえ認可されたとき、十二月初めの若松での会議で修正の動きが起り、同月二十三・四日の蘆屋での会議で修正案を決定し、役員を選出し、組織整備をはかった。<sup>(6)</sup>この修正規約の正式名称は「筑前国遠賀鞍手嘉麻穂波豊前国田川五郡坑業組合申合規約」（十二月二十八日付認可）<sup>(7)</sup>で、これによれば、取締所を直方町に、出張所を若松・蘆屋両港に置き（第二条）、役員は総長一名、幹事四名、書記四名であった（第四条）。総長には石野寛平が選出され、石野は十二月二十六日付で三等属に昇進し即日非職となり、申合規則とともに県の認可を受け、総長に就任した。幹事には従来の各組合組長の四名、すなわち有松伴六（嘉麻穂波）、後藤健作（鞍手）、桑野里七（田

川）、伊藤綯索（遠賀）が選出され就任した。<sup>(8)</sup>さらに坑主委員として二名ずつ、すなわち帆足義方、杉山徳三郎、松本潜、行実孫次郎、久保田良蔵、安川敬一郎ら十名を選出した。<sup>(9)</sup>なお委員とは別に郡別に計三八名の議員が選出されており、有力議員としては麻生太吉、麻生多次郎、許斐鷹介、平岡浩太郎、宮田政一などがいた。<sup>(10)</sup>組合会計については、十八年十二月―十九年三月の収支予算規模は一、七〇〇円余で、賦課金は若松・蘆屋両港着炭一萬斤につき一〇銭で、支出のうち給与が一、二七二円ものほり、その他旅費、雑費などであった。<sup>(11)</sup>

この十八年十二月の申合規約は本部を直方に置き、また川艦に関する詳細な規定を含んでいたが、十九年一月に五郡川艦同業組合（以下、艦業組合と略称）が設立され、坑業組合と艦業組合との間で川艦に関する協定が成立した。かかる経緯をふまえてか、五郡坑業組合は十九年四月に規約を改正し、<sup>(12)</sup>名称を筑前国豊前国石炭坑業組合申合規約と改称し、取締所を若松に、出張所を蘆屋に置くことに改め、また川艦に関する規定を簡略化し、さらに規約全体にわたって手が加えられ整備された。この十九年規約が二十六年までの坑業組合の組織を基本的に枠づけたのである。

このようにして発足した筑豊坑業組合の活動は、総長の存在時期によってつぎの三期に小区分することができる。すなわち第一期石野寛平総長時代（創立から明治二十二年六月まで）、第二期総長不在時代（二十四年二月まで）、第三期龍崎中和総長時代（二十六年三月まで）である。以下、それぞれの時期の組合について概観することにした。

#### (1) 石野総長時代

この時期については石野総長の演説筆記である「筑豊石炭坑業組合沿

「革ノ略」によくまとめられているので、これを中心にみてゆくことにしたい。<sup>(13)</sup> 同沿革は坑業組合の活動を(1)運河、(2)鉄道敷設ならびに運河港湾改修、(3)一括店、(4)煽石制限、(5)川艦運賃、(6)石炭坑業改良、(7)石炭輸出の項目にわけ概観している。これを大別すれば、(1)(2)(5)は石炭輸送、(3)(4)(7)は石炭販売、(4)(6)は石炭坑業改良と三つにまとめることができる。以下、その概要をみてゆくが、煽石に関しては本誌掲載の今野孝論文にくわしいので本稿ではふれないことにした。

**石炭輸送** 筑豊の石炭輸送は当初、遠賀川水系を中心とする水運に全面的に依存していたため、運河・河川の浚渫、川艦（石炭を運搬する底の浅い川舟で、八千斤積、一万斤積などがあった）の運賃・運行の統制が五郡坑業組合の中心事業になった。川艦については前述のように艦業組合との間で申合規約を結び、川艦の割当、運賃、運炭取締などを詳細に協定し、十九年一月より実施している。<sup>(14)</sup> そのうち運賃協定は各積場ごとの運賃表を定め、これを標準に上縄下縄を設定したが、「百般の事情に支られ実行永続するを得ず実に艦運賃の点は坑業家腹心の病」であり、「纒一月間を出ずして瓦崩に属すること毎度なり」という状況であった。このため明治二十年度には、川艦運賃の安定を目的に五〇〇艘の川艦を所有する運搬会社の設立が計画されたが、鉄道敷設の計画がすすめられることになったため、川艦会社計画は見送られた。

また川艦の円滑な通船を確保するため運河・河川の浚渫・修理、および通船管理が重要であった。十九年度（十九年四月―二十年三月）の収支決算表によれば、<sup>(15)</sup> 支払高に蘆屋折尾払川諸費一八八円四六錢一厘、川艦監査人給三十六円、船業組合補助一五円六〇銭が計上されており、蘆屋・折尾・払川の各派出所、および唐戸における川艦監査人による通

船管理が実施されていたことを確認できる。川艦監査人、すなわち唐戸番人は唐戸と呼ばれた水門の開閉、本川および堀川の浚渫を委任されたが、のち請願巡査が配置され、請願巡査による勸励説論によって通船の混雑を防止することが可能になったという。浚渫事業については浚渫費目を設けて坑艦両組合の連帯事業として実施されたものと思われるが、<sup>(16)</sup> 前記「沿革ノ略」は、堀川筋修繕ならびに浚渫工事は郡役所の許可をえて坑業組合の負担で実施したとしている。また明治二十一年には二子嶋湾口の浚渫を坑業組合が計画し、艦業組合と交渉し一艘につき二錢の通船料を徴収することになり、浚渫に着手することを決めたという事例があり、<sup>(17)</sup> 随時必要に応じて浚渫工事が計画実施されたものと思われる。

このように五郡坑業組合は水運改良への取り組みを積極的に展開したのであるが、他方で新しい輸送手段である鉄道に着目し、鉄道敷設を有志による運動という形で推進した。総長石野は運炭鉄道の必要性を首唱し、筑豊における鉄道敷設の認可を得るべく援助するために上京のうえ奔走している。筑豊興業鉄道会社（以下、筑鉄と略称することがある）は明治二十一年六月に出願し、同年七月仮免状を下付され、同年八月創立事務所を設置し、翌二十二年七月本免許状を下付され、同年八月二十日より直方において発起株主総会を開き、諸規則を決議し、重役を選出した。<sup>(18)</sup> この筑鉄発起にあたって組合は発起株の所有を協議し、三、〇〇〇株の申込をして五〇〇株の発起株を得て「重立つ坑主」に分配し、発起者の資格を有するものが十余名にのぼったという。<sup>(19)</sup> なお最初の鉄道開通は若松・直方間で明治二十四年八月のことであった。

**石炭販売** 五郡坑業組合の設立時点において、五郡の炭鉱業者は事業拡張を目的につきのごとき三大順序の石炭販売構想をもっていたとされ

る。<sup>20</sup>すなわち「第一着手は若松港の自由販売を革めて一括販売となす事。第二着手は若松港にて売放しを改め内地各港に支店出張所を置き販売法を内国一般に拡張する事。第三着手は海外直輸の事」の三つである。一括販売所の設置はこのうち第一着手を試みたものであった。この一括販売所は「競争濫売の弊を矯正」する目的で計画され、前述のように目尾坑主杉山徳三郎が引き受けた。その実態はよく分らないが、煽石の場合とはほぼ同様であったとすれば、<sup>21</sup>杉山が各坑主と契約を結び、前貸金融とひきかえに石炭の一括販売をなすというものと思われ、一種の荷為替金融とみてよからう。実際の販売面では、この構想が前述の三大順序によれば坑主側のプランであり、一括販売所を引き受けたのは坑主杉山であり、内地各港に支店出張所の設置をもくろんでいたとされることからみて、一括販売所の販売機能は当面若松・蘆屋の石炭問屋に対していかに有利に売込むかであったものとみられる。かくして発足した一括販売所であったが、一括販売の契約をめぐってトラブルが多発し、とくに杉山に対して不当な貸出を迫る坑主が多かったとされ、「諸般の關係に於て支吾を生じ」、翌十九年六、七月ころまでには契約解除となり、随意契約に復帰したとされる。<sup>22</sup>このように一括販売所が活動したのはわずか半年間にすぎず、この構想はほぼ完全に失敗したとみてよからう。

このようにさきの三大順序のうち第一着手は失敗に終り、したがって第二着手も未着手に終わったのであるが、第三着手とされた石炭の海外直輸出は実現をみたようである。明治十八年中に門司港に海外輸出取締所が設置され、<sup>23</sup>翌十九年には若松港の広炭商會が門司港より上海へ石炭を直輸出したとされる。これが、筑前炭の直輸出の始めという。<sup>24</sup>またこの広炭商會と東京石炭商會などが合同して組織した日本石炭會社は炭況不

振対策として十九、二十年に門司から上海へ石炭を輸出したが、損失が多く中止のやむなきに至ったとのことである。<sup>25</sup>五郡坑業組合としては、このような石炭輸出の不振の原因に運賃の割高があるとして、明治二十二年に石野寛平、安川敬一郎、行実孫次郎が上京し運動をしている。なお二十二年七月門司港は特別輸出港に指定されている。

石炭坑業改良 この面での石野時代の力点は民業の保護と有力坑区の創出にあつたごとくである。明治十八年十一月に、福岡県は鞍手郡外五郡四八ヶ村の試掘借区出願を差止め、海軍省も福岡県下の増借区出願を停止させた。これを起点に筑豊において一方で海軍予備炭田が指定され、他方で試掘借区出願の停止が拡大し、炭鉱企業の活動の範囲はきわめて限定されることになってゆく。かかる措置は海軍用炭の確保の必要性という理由に加えて、鉱業行政当局による鉱利保護を目的とする大坑区の設定という政策にもとづくものであった。かかる政策形成には県庁在職中の石野の寄与するところが大きいとみてよく、石野をリーダーとする五郡坑業組合は坑業改良のため坑区の統廃合、大坑区の設定を提唱し、他方で海軍予備炭田の下請稼行に反対し、その解除を強力に陳情した。その結果、明治二十一年から翌二十二年にかけて三四の撰定坑区が設定され、二十二年四月には海軍予備炭田の一部解放が実現し、さらに同年七月には予備炭田を除く県下の借区出願が認められ、かくして筑豊の炭鉱企業熱は一挙に促され、はなばなししい借区出願競争がくりひろげられることになるのである。<sup>26</sup>

さて撰定坑区の設定は筑豊炭鉱業の発展にとって大きな画期をなしたが、これは試掘借区出願を停止させたいうで、炭田測量の結果、現稼行借区をも含めて新たに大坑区を設定し、この撰定坑区の出願を特に認め

るという方式ですすめられた。明治二十一年十月一日に最初の八坑区の撰定が告示され、出願を許され、以後、順次坑区撰定がすすめられた。

それだけに撰定坑区の出願に際しては「蟻鬪蜂戦其前後を争ひ願書を提出し紛議百出異議千端翁〔安場保和福岡県知事；引用者〕は始終其事実を覈査し主務大臣に議して其正当許可すべきものに之を許可せしめたり」という状況が現出した。<sup>(27)</sup> 撰定坑区の許可は政治的配慮のもとで決定されたとみてよからう。撰定坑区の許可を受けたものは、その時点における有力地場坑主および中央・地方の有力実業家・「政治家」であった。かかる撰定坑区制は明治二十年八月の福岡県の稟申にもとづく措置であり、その発端は石野の忠告を容れて県や鉱山局による炭鉱巡視がなされた結果であったとされる。

以上、石野総長時代の五郡坑業組合の活動を概観してきたが、明治十二年は筑鉄が設立され鉄道建設がすすめられ、また撰定坑区制が実施されつつあり、筑豊炭鉱業の新しい枠組がほぼ形成をみた時点であり、坑業組合の活動も新たな対応が必要になっていたと思われる。このような時点で石野は総長を辞任したのである。

石野は明治二十二年四月下旬に突如、しかも新聞広告という形で総長辞任の意思を広く世間一般に表明した。四月二十七日付の辞任広告の全文はつぎのとおりである。<sup>(28)</sup>

小生今般筑豊坑業組合総長ノ職ヲ辞退仕候寸ニ付テハ辱知諸君中ニ坑業組合全体ニ就キ又ハ小生一身上ニ関シ彼是ト御心配被下候向モ有之候処（坑業進歩ノ今日ニ当リテハ組合ノ事モ亦益拡張セサルヲ得サルニ微力ニテハ堪工能フマシトノ感覺ナキニアラサルモ）重ニ独立自営ヲ以目的トシ適当ノ業務ニ従事セントスルニ他アラス故ニ辞任ノ后

モ若松港ニ居住シ当分ハ同港浚疏会社ノ事ニ努力可致管ニ付幸ニ御安神不相変御引立被下度候此段辱知各位ニ報ス

石野は、県勸業課勤務以来提唱してきた石炭坑業改良が緒につくのをみて転進をはかったとみてよからう。辞任半年後、石野は「予が在任の間地方石炭の名世上の知る処となり大坑業の計画を為すもの陸続として勃興し終に坑区の撰定を促し鉄道布設の機運を来し其他坑業の改良拡張の事々々として緒に就くに到りたれば正に是坑業組合一期の事を終へ其第二期に進まんとするの運となれり；若松港の改良は焼眉に迫ることゝなれるを覚悟し之を同志に協かりしに即時に之を決し築港会社創立委員を設くることゝなり終に予を推して委員長とす於此乎意を決し此任に当れり是則ち予か坑業のことを擱き力を築港に致す所以なり」と述べている。<sup>(29)</sup> 以後、石野は若松築港に専念したのである。

ところで石野の辞表はそのまま直ちに受け入れられたのではなかった。石野の辞意表明との前後関係は不明であるが、二十二年四月十四日開催の坑業組合定期会において組合の組織改革について問題提起がなされ、この問題をめぐって総集会が五月六日、六月一日、十九―二十日とあいっいで開かれ、組合全廃説も出されたこととくであるが、結局、六月十九日の会議で組合存続が決定され、同時に石野の総長辞職も了承されたのである。<sup>(30)</sup>

このとき検討された規約変更は翌七月三十一日付で出願され、八月八日付で認可された。<sup>(31)</sup> この改正の要点は従来の幹事四名制を二名制に改め、石炭売捌所に関連する条項をすべて削除したことなどである。

(2) 総長不在時代

明治二十二年六月に石野総長が辞任してから二十四年二月に新しい総

長が選出されるまで、一年八カ月にわたって坑業組合の総長は不在のままであった。組合の運営は桑野里七、後藤健作の両幹事を中心になされ、桑野が総長代理であったようである。<sup>32</sup> なお二十三年六月には小田勝興が幹事に当選している。<sup>33</sup>

この総長不在時代は坑業組合の歴史のなかでもあまり明らかでない時期に属しているが、それは炭鉱企業熱の勃興のなかで、個別企業がめざましい展開をみせたために、同業組合である坑業組合の活動はむしろ逆に停滞化をよぎなくされた、つまり坑業組合にとって炭鉱企業熱が遠心化作用を及ぼしたからと思われる。このことは組合の予算規模にも反映したごとくで、明治二十三年度の組合収支予算は三、六〇〇円であり、二十二年度の五、八〇〇円に比して二、二〇〇円も減額している。<sup>34</sup> また二十二年十二月十一日に筑前炭の信用回復に関して臨時会が招集されたが、出席したのはわずかに一名であった。<sup>35</sup>

このように組合活動はこの時期には停滞したとみられるが、その事業の中心は依然として水運関係にあったと思われる。川艦運賃協定はこの時期も引き続き結ばれたごとくであり、浚渫工事も坑艦両組合の連帯事業として実施されている。たとえば二十三年五月二十八日の臨時会で川艦運賃協定が決められ、<sup>36</sup>二十三年十月付で送炭券面の不備に関する忠告書が発行されている。<sup>37</sup> また二十三年のものと思われる「嘉麻川浚砂場積書」は嘉麻川、豊前川、西川、植木川、曲川などの浚砂予算総額を二、五二八円一二銭とし、「内廿三年度艦業組合予算高式千三百七拾四円六拾錢ヲ払除スレハ金千五百五拾三元五拾二銭ノ不足ヲ生ス」としている。<sup>38</sup>

そのほかでは石炭商税の廃止運動が注目される。石炭商税は明治二十三年四月十九日の県令第二三号で賦課されることになり、坑主も含めて

石炭販売高の千分の一を徴収するというもので、坑業組合は同年五月八日の臨時会で取消請願をとりあげ、以後、筑前西部坑業組合と提携して撤廃運動を持続的に展開していった。<sup>39</sup>

また明治二十三年の不況対策として、同年五月二十八日の臨時会で坑夫賃金の一割五分減を決めている。<sup>40</sup>

以上のように明治二十二年六月から二十四年二月までの総長不在の時期の坑業組合の活動はやや停滞的であり、水運関係事業を中心にすすめられ、その他は状況の変化に対応する程度にとどまったごとくである。

### (3) 龍崎中和総長時代

明治二十四年二月に至って組合組織の改革と組合活動の活性化とが日程に上ることになった。二月十八―十九日に開催された坑業組合臨時会で取締所本部を直方に、支部を若松に置き、蘆屋派出所および四組長事務所を廃止し、役員として総長一名、幹事一名、書記数名を置くことを決め、総長に龍崎中和、幹事に小田勝興をそれぞれ選出し、創立以来の幹事であった桑野里七、後藤健作は退任した。また組合の活動方針として「専ら石炭運輸の便を図るため河身の浚渫に力を尽すの方針」を採用したのである。<sup>41</sup> かかる方針から元飯塚警察署長であった龍崎を総長にすえたのであろう。川艦の運行管理、河川の浚渫工事の監督には請願巡査の件をはじめとして警察に依存する部分が大きかったためであり、直方に本部を移し、総長を直方在動としたのもこのような水運重視のためといえよう。かかる方針の採用は、筑鉄による鉄道工事が着々と進行中であり、若松・直方間の開通を間近にひかえて、あらためて水運を強化することによって石炭輸送の円滑化をはかろうとする試みとみることできょう。

規約改正は取締役役員に委任され、三月九日付で出願し、三月十四日に認可された。<sup>(42)</sup>この二十四年三月改正規約の要点は、従来の小組織をやめ、組合組織を規約面において単一組織に改組し、また従来の複数幹事制をやめ、幹事一名制を採用することによって、組合の組織と運営の一元化をはかったことである。なお議員制はそのまま継続することになった。

このようにして出発することになった龍崎総長時代の主な組合活動についてみてゆくことにしたい。

水運関係 最重点課題として位置づけられた水運の円滑な運行の確保に関しては、水陸運競合時代に入って坑漕両組合の関係が極度の緊張状態に入ったことが注目される。若松・直方間の鉄道開通は明治二十四年八月であったが、翌二十五年に入ると、河川の浚砂が不十分であること<sup>(43)</sup>によって川漕による運炭の停滞が目立ち、「昨今ノ坑業者ノ舟運賃ノ高キト川筋不便利ノ不幸ハ筆紙ニ難尽」とされるようになった。

三月末に至ると、嘉麻川浚砂工事の遅れをめぐって両組合は公然たる対立関係に入った。当時、直方以遠の鉄道延長工事が遅れており、直方より上流、すなわち嘉麻川流域は運炭を、当面、全面的に水運に依存せざるをえない状況にたたされておき、坑業組合側は浚砂工事を急ぐ必要に迫られていた。ところが工事進行はかばかしくなく、坑業組合側はその原因を工事監督の責任をもつ漕業組合の怠慢であるとしたのである。三月三十日の坑業組合運炭取締諸氏の会議で、浚砂工事を坑業組合で一手に引き受け、「漕業組合とは相提携するを得ず」と決定した。これに対して漕業組合は四月一日から通常会を開き、浚砂工事を同組合の一手で実施することを決めたのである。<sup>(44)</sup>

これをきっかけにさらに川漕による運炭取締をめぐって、漕業組合は、従来、坑業組合より交付されていた定約鑑札の返付を議決し、これに対して坑業組合は返付された鑑札の受け取りを拒否することを決め、トラブルを防止するためとして主要炭鉱から坑夫を二、三名ずつ動員し、川漕検査所に配置したという。<sup>(45)</sup>

かくして両組合は公然たる対立関係に入ったが、その後、六月になって県当局による斡旋によって和解に達した。その和解案は、運炭取締は坑業組合の希望を入れて連帯取締とし、鑑札は漕業組合より付与することにし、取締細則は両組合総長の連署で届けることになった。<sup>(46)</sup>坑業組合は六月十一日に臨時総会を開き、これらを了承し、この問題は一応の落着をみた。しかしながら坑漕両組合の関係は、後述のようにその後もしばしば対立関係を表面化させることになるのである。なお六月十一日の総会決議によれば、両組合の本部は同一地におかれることになった。

鉱業条例改正・北海道炭礦鉄道会社問題 坑業組合がこの時期に全力を上げて取り組んだのは鉱業条例の改正・実施延期問題と北海道炭礦鉄道会社（以下、炭礦鉄道と略称）問題という二つの運動であった。鉱業条例は明治二十三年九月に公布され、二十五年六月一日から実施されることになっていたが、坑業組合は二十四年六月二十七日の臨時総会で鉱業税または坑区税の減額を国会に提出することを決め、さらに十月の総会で鉱業条例改正の訴願のため龍崎総長と野半助両名の上京を決定した。<sup>(49)</sup>両名は十二月十二日に上京し、農商務省、両院議員、政財界有力者の間を奔走し、鉱業条例の改正ないし実施延期を訴え、龍崎は鉱業条例実施延期の歎願書を鉱山局長に提出した。これを受けて衆議院議員中村弥六らは鉱業条例施行按および鉱物税免除の件について建議書を提出す



るに及んだ。しかし第二議会は十二月二十五日に解散されたため運動も一時中断した。龍崎が帰所したのは翌二十五年一月十七日であった。<sup>(50)</sup>

二十五年四月に至って第三議会開会の報に接し、坑業組合は総集会を開き、的野を再び上京せしめ運動にあたらせた。<sup>(51)</sup>中村らは五月十四日鉱業条例施行期限法律案を衆議院に提出し、実施の一年延期を主張した。

その理由は、(1)鉱山監督行政に莫大な経費を要すること、(2)試掘制の弊害、(3)行政による民間への過度の干渉、(4)課税法の不公平などであった。その後のくわしい経緯は省略するが、この法案は衆議院は通過したが、貴族院で否決され、鉱業条例は予定どおり六月一日に施行された。<sup>(52)</sup>

鉱業条例改正運動はその後も継続されてゆくが、坑業組合としてはむしろ鉱業条例による新しい鉱業行政にいかに対応するかを重視し、早くも五月八日の臨時会において、筑前西部坑業組合の提出にかかる監督署下に事務所設置を要望するの件について「延期改正等ノ運動ハ為シ居ルモ既ニ役員等モ赴任相成候ニ付テハ万端礦山監督署ト密着ノ関係ヲ得事円滑ニ相成ヘキハ望ム処ナレハ」、「西部組合其他監督ヲ受ヘキ礦業者ニ謀リ措置スルヲ望ムトノニ決」した。<sup>(53)</sup>その後、鉱山監督署と交渉のうえ人員派遣を認めさせ、坑業組合は六月二十日ころ鉱山監督署へ松尾八郎を派出したのである。<sup>(54)</sup>

坑業組合としての運動も力点は鉱業条例改正よりもむしろ炭礦鉄道問題に置かれることになった。炭礦鉄道会社問題とは、明治二十四、五年の両年において九州炭業者が不振であるのは北海道炭との競争のためであり、それは炭礦鉄道会社が鉄道部門に利子補給を受け、そのことよって石炭運賃を低価にしているためであるとして、九州鉄道および筑豊炭業鉄道に対しても炭礦鉄道と同等の保護を与えるか、さもなければ炭礦

鉄道に対する保護を撤廃するかなどを要求した問題であった。<sup>(55)</sup>この問題は、二十五年十月に鉱業条例などに関して開催された鉱業諮問会の席上で、第二諮問案である「海外輸出を主とする鉱業保護の件」に関連して提起され、<sup>(56)</sup>さらに同年十一月二十五、六日に鞍手郡小竹で開かれた九州炭業者集会で取り上げられた。この九州炭業者集会では鉱業条例改正と炭礦鉄道問題に関して的野半助を上京委員として派遣することを決めた。<sup>(57)</sup>

三たび上京した的野は、炭礦鉄道問題について各方面を奔走し、「炭礦鉄道会社の経済社会に及ぼす弊害を述べて朝野の識者に訴ふ」というパンフレットを発行し、両院へ請願するなどの運動をくりひろげた。炭礦鉄道側もこれに反論を加え、九州炭業者側がさらにこれを反駁するなどパンフレット合戦もはなばなしく展開された。さらに第四議会に対して田中正造、工藤行幹外八名が提出者となり、炭礦鉄道に関する質問書が提出され、賛成者は中村弥六ら七七名にのぼった。かかる経過を経て二十六年三月に北海道庁長官より炭礦鉄道に対して命令書が発せられ、正副社長・理事は従来の官選制から認可制へと変更され、また諸改革が実施されたのである。かくしてこの問題も一応結着をみ、的野が若松に帰着したのは二十六年四月四日のことであった。<sup>(58)</sup>

以上のごとく、坑業組合は鉱業条例、炭礦鉄道問題について三度の上京運動に取り組み、鉱業諮問会には稲垣徹之進、龍崎総長の二名を上京させるなどこれらの問題に真剣に対処したが、それだけに組合出費がかさみ、折からの炭況不振とあいまって組合財政はかなり深刻となり、組合改組の一要因になったものと思われる。

その他 前述のように水運関係では坑業両組合の対立が顕著になったが、坑業組合は鉄道工事を促進するという立場から、明治二十五年二月

十六日の臨時会で筑鉄の新株応募のために約三カ年で二〇万円積立てる計画を決定し、県庁へ出願している。<sup>(59)</sup>このほか石炭商税撤廃運動を引き続き西部坑業組合と提携してすすめ、ついに同税は二十六年三月三十一日限りで廃止されることになった。<sup>(60)</sup>さらにこの時期には燧石関係にも積極的に取り組んでおり、また坑夫問題については二十四年三月の臨時会で坑夫取締申合規則を決定している。<sup>(62)</sup>

以上、龍崎総長時代の坑業組合の主な活動をみてきたが、そこから坑業組合の活動が再び活性化したこと、とりわけ同業者団体として各方面に働きかける運動を積極的に展開したことが確認できよう。このことは筑豊炭鉱業をめぐる状況が坑業組合をして同業者団体としてまとまって行動することを要請しており、組合財政問題なども加わり、やがて組合改組が日程にのぼってくることになった。

### 三 筑豊石炭鉱業組合の発足とその活動

#### (1) 筑豊石炭鉱業組合の発足

坑業組合は、前述のように改組を迫られていたのであるが、明治二十六年三月二十日の総会で規約を改正し出願した。その要点は、(1)総長の名誉職化、すなわち無給化、(2)評議員制の採用(定員六名、議員の互選)、(3)石炭鉱業家の組合への自動加入制、(4)職夫・川舟の章の削除などであった。<sup>(63)</sup>かかる改正は坑業組合の組織を鉱業家中心に運営し、かつ組織の拡充と経費の節減をめざす措置と思われる、その眼目が名誉職総長、すなわち鉱業家総長と鉱業家評議員とによる組合運営の実現(「経費の節減」と組合員拡充による組合財政の安定化とにあったといえよう。この改正

規約にもとづき、鉱業家総長と評議員制を採用し、三月二十日の総会で、総長に稲垣徹之進(大辻炭坑坑長)、評議員に金子(辰三郎、田川採炭か)許斐鷹介、安川敬一郎、松田武一郎(新入炭坑坑長)、筒井省吾(金田炭坑坑長)、麻生太吉を選出したごとくである。<sup>(64)</sup>かくして二十六年四月から稲垣徹之進が第三代総長に就任し、龍崎中和は総長を辞任し、幹事(有給)に就任した。

かかる改組もおお不充分であり、かつ組合をめぐって問題が山積しており同年十一月七日の組合総会で改正規約を決議し、直ちに組合改組に着手し、十二月一日から新体制へ移行した。(規約改正は十一月二十五日付で出願し、翌二十七年二月八日付で認可された。)改正の要点は、(1)議員制を廃止して、決議機関として組合員総会制を採用し、(2)執行機関として常議員会制を確立し、(3)組合員加入手続きとして規約書への調印を定め、違約処分を詳細に規定し、(4)新たに水運部を発足させ、規約の名称も「筑豊石炭坑(礦)業組規約」と改称し、筑豊石炭鉱業組合が発足することになったのである。総長には稲垣が引き続き就任し、常議員には麻生太吉、安川敬一郎、松田武一郎、安達仁造(勝野炭坑坑長)、筒井省吾の五名が選出された。<sup>(65)</sup>

そこで、つぎに明治二十六年の二回にわたる改組の要因ないし背景を検討することにした。まず第一に鉱業組合の鉱業団体としてのリーダーシップが緊要となったことがあげられる。この時期には九州鉱業団体の組織化がすすめられ、後述するように輸出石炭取締問題がクローズアップされてくるが、これらに対して筑豊鉱業組合としての対応が必要となってきたこと、筑豊炭鉱業の発展にもなって、鉱業行政、地方行政との接触がよりいっそう重要になってき、また石炭輸送に関連して鉄道

会社や鑛業組合との折衝も重大になったことなどによって鉱業組合の重要性が増大した。とくにこの時期には鑛業組合との関係で鉱業組合のリーダーシップが要請された。明治二十六年三月四日の委員会申合は鑛業組合に関してつぎのように決めている。<sup>(66)</sup>

一 鑛業組合ハ無用ノモノト見認ムル意見ニテ其方針ヲ左ノ如ク定ムル

第一ニ同盟問屋ニ於テ課金徴収ヲ謝絶セシムル

第二ニハ経済ヲ緻密ニシテ組合ヲ維持スルノ予算案ヲ調製スル

第三ニハ鉱業組合ニ合併スレバ当業者ノ第一トスル浚砂費千五百

九拾五円及配置巡查費江川浚泥費岡森堰上下取締費等迄渾テ貳千五

百円即チ(稼高四拾万円ト見做シ百分ノ六分貳厘五毛ナリ)如斯仮

ニ一半ト見做セバ八分七厘五毛ヲ減シ其金高ハ三千五百円ノ利益ヲ

見ル丁ヲ実業者ニ説破シ彼レヨリ組合ニ向テ運動セシムル

第四前項ノ趣旨ハ各坑主共総会后一時ニ爆發シ運動セシムル

三月二十日の総会后、鉱業組合側はかかる方針にもとづいて攻勢にたつたものと思われる。十月六日の臨時総会では鑛業組合に対する方針として「堀川及弘川ニテ経費取立ノ件ニ付承諾ヲ求ムル」アルモ本組合ハ之ニ応セサル<sup>(67)</sup>「決」した。このような経緯を経て、十一月二十三日の常議員会は「鑛業組合ハ大ヒニ改革シテ当組合ト相携帯シテ浚渫事業ヲ実行シ度旨交渉シ来レリ依テ別紙ノ通り契約スルニ於テハ其申込ミヲ認諾スル」<sup>(68)</sup>「決」した。別紙「鑛業組合交渉簡条書」は一六項にのぼる詳細なものであるが、経費分担を除く主な条項はつぎのとおりである。

一 該組合事務所ハ鉱業組合事務所内ニ設置ノ

一 該組合役員ノ内惣長ハ名譽職トシ当分任用セサル

一 浚砂監督ハ鑛業組合ヨリ任用スル

一 簿記係ハ鑛業組合書記ニ依頼スル

一 該組合経費ハ鑛業組合経費請求書ニ列記シ同一ニ各問屋及ヒ出張所ヨリ徴収ノ

一 右ニ付鑛業組合ハ此ノ際改革前ノ貸借ヲ記シ鑛業組合へ渡シ置十

一月一日ヨリ新経済トナス

このように鑛業組合は鉱業組合による兵糧攻めに対してほぼ全面的に屈伏をよぎなくされたのである。

かかる強力な鉱業組合の交渉力を保障する基礎として組合組織の整備、すなわち鉱業家層による組合内リーダーシップの確立、炭鉱業者の組合加入の促進と違約者処分の明確化、組合員総会制の採用などがとられたものと思われる。

第二の要因として鉄道開通の影響が考えられる。筑豊地域の鉄道開通は明治二十四年四月の遠賀川・門司間(九州鉄道)、同年八月の若松・直方間をかわきりに、二十五年十月直方・小竹間、二十六年二月直方・金田間、同年七月小竹・飯塚間、同年十一月折尾で九鉄・筑鉄連絡と続き、鉄道網が整備されていった。<sup>(69)</sup>かかる鉄道網の形成は、一方で鉱業両組合の力関係を鉱業組合側の優位をもたらすように作用し、他方で水運事業を鉱業組合全体の事業として取り組むことを困難にさせたと考えられる。水運に全く依存しない炭鉱が多くなったからである。二十六年十月六日の臨時総会は、組合の将来方針として組合経費のうち通常経費は組合員一般の負担としたが、浚砂費は鑛運搬のもののみから徴収することを決めた。<sup>(70)</sup>かくして十二月から水運部が発足し、直方支部がその運営にあたることになり、龍崎は幹事を辞任し、直方支部長に就任した。

第三の要因として有力鉱業家層の台頭があげられよう。前述のようにこの時期には強力な鉱業組合が求められていたのであるが、それを担いうる鉱業家層が出現してきたのである。明治十年代末からの筑豊炭鉱業の勃興のなかで有力鉱主層が形成され、彼らは撰定坑区を獲得することによっていっそう発展をとげ、さらに、かかる筑豊炭鉱業の発展が外部から有力経営の進出をもたらし、両者あいまって有力鉱業家の台頭をみたのである。当時の有力炭鉱は第1表のとおりであり、地場資本としては新手本洞、第二新手の許斐鷹介、明治の安川敬一郎、高雄の松本潜、目尾の杉山徳三郎、大之浦の貝島太助、鯉田、忠隈の麻生太吉などがそれであり、彼らは初期から「重立ちたる坑主」として組合内で重きをなしてきた。また外部資本としては新入、鯉田の三菱、潤野の広岡信五郎、勝野の日本郵船、田川の田川採炭、大辻の両潤社、金田の柏村信などがある。これら外部資本による炭鉱経営は当時のすぐれた鉱業技術者によって運営される場合が多く、たとえば東京大学出身である三菱の松田武一郎・大木良直、ライマンの弟子である郵船の安達仁造・大辻の稲垣徹之進などがその典型である。<sup>(71)</sup>これら鉱業技術者と地場有力鉱主とが、いわば権威と実力とをかねそなえた有力鉱業家として組合内リーダー層を形成したのであり、二十六年十一月組合改組にあたって総長、常議員に選出されたのはかかる有力鉱業家層からであった。この時、総長には鉱業技術者の稲垣が選ばれ、またつぎの第四代総長も鉱業技術者の安達仁造が選ばれた(明治二十七年九月)のは、当時において鉱業行政とのかわりが重視され、鉱山局、鉱山監督署技師と密接な関係をもつライマンの弟子たち(稲垣・安達)が重用され、他方で地場有力鉱主の経営基盤がまだ不安定であったからである。<sup>(72)</sup>

#### 組織統制問題

さてつぎに明治二十六年以降、三十二、三年ころまでの筑豊石炭鉱業組合が直面した重要問題のうちいくつかをとりあげ、この時期の鉱業組合の特質を検討することにした。まず最初に組織統制問題をとりあげよう。明治二十六年時点は、前述のように強力な鉱業組合が求められていたのであり、そのためには組合基盤の強化をめざす同業者の強制加入、厳格な賦課金の徴収、厳重な違約者処分などの組織統制が必要となった。明治二十六年改組に先立って、三月四日の委員会申合は「今般改革減員ニ付テハ課金徴収ヲ厳シクスカ為規約ニ基キ右徴収法ヲ制定シ県庁ノ認可ヲ受ケ置ク」として厳格な課金徴収法の採用を決めており、また同年十月六日の臨時総会で決められた将来方針では「炭坑実業者ハ組合ヘ加入スヘキモノトス」と組合加入の促進をかかげた。<sup>(73)</sup>以下、まず組合加入問題にしぼって検討したい。

強制加入制 鉱業組合の規約で組合加入問題が最初にとりあげられたのは、二十六年三月改正規約で、「石炭鉱業ノ特許ヲ得タル者ハ直ニ組合員トシテ此規約ヲ守ルヘキ者トス」(第一条)という規定で、いわば自動加入制といえるものであった。この時点で組合加入が問題となってきたのは鉄道開通の影響があったと考えられる。各炭鉱は、石炭輸送を水運に依存しているかぎり、川船運の統轄と河川の浚渫事業にあたる鉱業組合を離脱することは困難であるが、鉄道が開通し、石炭輸送を鉄道に切りかえた炭鉱は必ずしも鉱業組合に所属する必然性をもたなくなるのであり、ここに組合加入問題が登場してきた有力な根拠をみる可能性がある。

さて二十六年三月の自動加入制は法的根拠をもたなかったため違約処

第1表 筑豊大炭鉱の出炭高推移

(単位：t)

炭 鉱 ( 経 営 )	明治20	21	22	23	24	26	28	31	33	沿 革
新 入 ( 三 菱 )	④ 21,407	⑥ 21,568	⑥ 24,438	⑤ 38,130	⑥ 48,643	①133,938	④146,318	③173,228	②284,375	新入・中山・植木掘定坑区、22年三菱が近藤藤平・河村純義より買収
鯨 田 ( 三 菱 )	⑩ 11,766	⑦ 20,163	⑨ 16,288	⑥ 34,533	① 87,169	②122,244	③153,392	④170,151	④191,072	鯨田掘定坑区、17年麻生太吉開坑、22年三菱買収
大 城 ( 安 川 敬 一 郎 )		6,593	④ 31,824	② 50,965	⑤ 56,092	③*94,590	⑥ 94,052	⑥156,513	③276,079	勢田掘定坑区、20年大城炭坑として開坑、29年明治炭坑跡へ移管、35年安川個人経営
赤 池 ( 安 川 敬 一 郎 ) ( 平 岡 浩 太 郎 )				6,932	③ 58,810	④ 83,742	②159,416	②192,778	⑦169,464	赤池掘定坑区、22年安川敬一郎・平岡浩太郎共有、同年開坑、34年安川専有
大 辻 ( 両 潤 社 )	③ 24,006	② 42,261	② 43,759	④ 48,347	② 74,930	⑤ 75,678	⑦ 80,349	67,486	⑨149,586	中間第一掘定坑区、20年宮田政一採掘、24年両潤社稼行、27年大辻炭坑跡、30年貝島太助買収
勝 野 ( 日 本 郵 船 )					⑩ 35,408	⑥ 70,962	⑤111,531	73,244	83,900	新多掘定坑区、22年日本郵船が帆足七三・金光豊吉より買収、29年古河市兵衛買収
田 川 ( 田 川 採 炭 )					23,837	⑦ 70,266	54,269	①300,508	①303,289	伊田掘定坑区、22年田川探炭、31年田川探炭組、33年三井鉱山買収
目 尾 ( 杉 山 松 太 郎 )	② 28,200	④ 29,395	③ 32,503	③ 50,729	⑧ 45,148	⑧ 49,404	⑩ 69,450	39,269	44,301	目尾掘定坑区、13年杉山徳三郎開坑、23年杉山松太郎、29年古河市兵衛買収
高 雄 ( 松 本 潜 )	⑨ 12,490	12,380	13,593	18,879	30,393	⑨ 43,296	①173,658	⑤157,775	⑩132,733	相田掘定坑区、17年ころ相田炭坑として開坑、26～30年ころ三菱名義、32年製鉄所買収
菅 牟 田 ( 貝 島 太 助 )				⑩ 22,647	29,341	⑩ 40,368	⑧ 79,513	⑧ 97,452	—	植田掘定坑区、19年貝島太助・香月新三郎共有、26年貝島専有、25～29年木村正幹 ( 三井物産 ) 名義
新 手 本 洞 ( 許 斐 鷹 介 )	① 54,209	① 66,365	① 58,448	① 59,712	④ 57,292	20,598	35,264	72,925	64,486	下境掘定坑区、15年許斐鷹介所有、16年開坑、25年本洞・藤原に分割、35年麻生太吉、40年三井鉱山買収
小 松	⑧ 12,577	⑩ 14,843	7,393					80,813	⑥180,044	川宮掘定坑区、20～22年は和田武生経営の小松ヶ浦炭坑、小松炭坑は17年片山逸太郎開坑、28年水害のため中止、30年久良知寅次郎買収
大 之 浦 ( 貝 島 太 助 )	⑥ 19,544	⑤ 24,729	⑤ 28,819	⑦ 32,678	⑨ 36,096	29,316	⑨ 73,116	85,308	⑤181,764	大隈掘定坑区、18年貝島太助開坑、25～29年木村正幹 ( 三井物産 ) 名義
第 二 新 手 ( 許 斐 鷹 介 ら )		6,335	⑧ 18,439	⑧ 28,312	18,406	29,502	20,452	56,833	60,174	中間第二掘定坑区、16年伊藤梅楽開坑、その後許斐鷹介ら、27年九州炭鉱、32年谷茂平
忠 隈 ( 麻 生 太 吉 )			15,730	⑨ 25,094	22,038	30,006	52,424	50,410	65,915	忠隈掘定坑区、17年麻生太吉開坑、27年住友買収
潤 野 ( 広 岡 信 五 郎 )	⑤ 20,142	③ 31,603	⑦ 22,388	9,403		* 8,832		40,541	—	潤野掘定坑区、16～17年帆足義方採掘、18年日本石炭会社19年広岡信五郎、32年製鉄所買収
正 善			⑩ 16,180	7,947						22～23年ころ岩佐正寛・下沢善四郎採掘
起 行	9,367	⑧ 18,926	14,683	8,823			7,612	79,566	14,775	20～23年ころ行実孫次郎採掘、その後廃業、山本基を経て28年久良知寅次郎買収
峰 地 ( 久 良 知 寅 次 郎 )	⑦ 12,752	⑨ 16,041	13,912	14,687	⑦ 46,800		** 62,984	55,746	81,629	川宮掘定坑区、18年久良知寅次郎開坑、23年久良知寅次郎第一坑経営、蔵内治郎作27年第三坑、29年第四坑開坑
豊 国 ( 平 岡 浩 太 郎 ) ( 山 本 貴 三 郎 )							66,641	⑦111,656	⑧160,909	横掘定坑区、22年平岡浩太郎・山本貴三郎ら共有、34年平岡専有、40年明治炭業買収
藤 棚 ( 加 藤 仁 八 郎 ら )							31,217	⑨ 95,141	26,214	下境掘定坑区、25年本洞炭坑より分割、加藤仁八郎ら共有27年長谷川秀之助、32年吉川幹次、34年麻生三郎、35年麻生太吉、40年三井鉱山
香 月								⑩ 88,325	—	12年帆足義方開坑、17年坑内出水のため中止、29年貝島太助買収

出典：出炭高については明治24年まで『日本鉱業会誌』46、49、61、74、103号、26年『福岡県勸業年報』、28年以降『筑豊五郡石炭鉱区一覽表』、なお33年の高雄 ( 二瀬 ) は日鉄鉱業株式会社『三十年の歩み』1971年による。沿革については前記以外に高野江基太郎『筑豊炭礦誌』、『筑豊石炭礦業史年表』、『本邦鉱業一斑』、各社社史、伝記などによる。

備考：1) 炭鉱抽出基準は各年次上位10炭鉱で、( )内経営は明治26年時点のもの、①～⑩は出炭高順位である。

2) \*は明治27年出炭高、\*\*小松炭鉱分も含む。

分をめぐってトラブルが生ずる可能性をもった条文であるが、そのため  
にいったん県の認可を得たとはいえ、ほどなく同年十一月改正規約では、  
「本組合ニ加入シタル者ハ組合規約書ニ調印スヘシ」(第十七条)という  
加入手続きに変更されている。しかし、このような加入手続きの実行は  
実際にはかなり厄介で、組合未加入者が相当数あったと思われる。たと  
えば二十七年四月四日の通常総会において第十七条により組合員名簿を  
調整し、事務員が坑所に出張して調印をとることを決めており、また明  
治二十八年九月十一日の常議員会では中堅鉱主である赤地炭鉱の長網好  
勝の組合加入問題を取り上げ、再度加入を勧告し、「尚加入セサルトキハ  
其筋ニ説諭方ヲ願出ツル事」に決めている。<sup>(76)</sup>このような規約書調印とい  
う加入手続方式は厳格ではあるが、それだけに加入を強制することは困  
難であり、組合基盤の強化には結実しなかったごとくである。

そこで鉱業組合は二十九年四月の通常総会でこの問題について二つの  
方向を打ち出した。ひとつは規約十七条の改正で、「前条(第十六条は組  
合員資格を規定シ引用者)ノ坑業人又ハ其代理人ハ其採炭事業ヲ初ムル  
日ヨリ当組合員ト為ス」と、再び自動加入制の採用を決めた。この第十  
七条改正案は出願されたが、県当局から好ましくないとされ、県の指示  
にしたがって、「採炭事業ヲ初ムル日ヨリ本組合員タルモノトシ其旨鉱  
業組合事務所ヨリ通知ス可シ」と改めたうえで認可された。<sup>(78)</sup>この規定は、  
加入通知に対して異議がなければ加入したと解釈することができ、一応  
一歩前進と評価できるが、加入を強制することができず、真の解決とは  
いえなかった。

第二は福岡県令明治二十五年第六二号重要物産同業組合取締規則編  
入することによって強制加入制を採用するという方向であった。この取

締規則は博多織業と久留米絨業とを対象に、一定地域内で両業について  
「営業ヲナス者ハ組合ニ加入スヘシ」(第三条)とし、「本則第三条第十  
一条第十二条第一項ニ違背シタルモノ及違約処分ヲ受ケ其責務ヲ怠ルモ  
ノハ拾円以下ノ罰金ニ処ス」(第十四条)という罰則をもっており、強制  
加入制を採用した規則であり、その後いくつかの業種が追加された。鉱  
業組合はこの規則に編入することによって強制加入制を実現しようとし  
たわけである。

県当局は、鉱業組合の編入希望を受けて、即答を避け、逆につきの四  
点を諮問した。すなわち、第一に同規則への編入と石炭坑業組合準則を  
取締規則に変更することの得失いかん、第二に組合地域拡張の可否、第  
三に販売業者の加入の可否、加盟の場合の程度いかん、第四に特に希望  
する規定の有無いかんの四点であった。<sup>(80)</sup>鉱業組合の答申は未見であるが、  
翌三十年一月に県は石炭鉱業組合取締規則制定に関して博多商業会議所  
に諮問し、二月末に修正案の答申をえたが、<sup>(81)</sup>結局、この規則は制定され  
なかった。

ついで三十一年三月には組合加入手続きを規定した規約第十七条その  
ものが削除され、<sup>(82)</sup>同年十一月には再び強制加入制を採用すべく、重要輸  
出品同業組合法(明治三十年四月六日公布、同年五月一日施行)への編  
入を検討したが、これも実現をみなかった。<sup>(83)</sup>

このように鉱業組合は組合加入問題について規約上の解決を与えるこ  
とができず、そこで組合加入手続きを規定した規約第十七条を削除し、  
第十六条の組合員資格のみ存続するという曖昧模糊とした規約のままで、  
問題を現実的に処理するという解決法を選択したのである。

違約者処分法 規約にもとづく鉱業組合の運営を保障する重要な手段

が違約者処分である。まず違約者処分規定の推移を概観しておく。

明治十八年十二月規約では「本規約ニ違背スルモノハ金三円ヨリ不勤三拾円ヨリ多カラザル違約金ヲ出サシムルモノトス」(第五十条)と規定され、当初は違約金徴収規定のみであった。

二十年四月改正規約で新たに「本組合ノ規約ニ違背シ処分ヲ受ケ義務ヲ尽サメルカ本組合ノ経費ヲ怠納シ督促ニ応セサル者アルハ其者ノ送炭ヲ相預リ適宜ノ場所ニ陸上シ其義務ヲ終ユルニ非サレハ下戻ス可カラズ但陸上ニ関スル諸入費ハ坑主ノ負担ニ属ス可シ」(第五十四条)という規定が追加され、違約者の送炭を強制的に差押える制度が新設された。

二十四年三月改正規約では違約の内容を具体的に規定し、不都合所業・逃走の職工坑夫の届出、前記職工坑夫の一年間使役禁止、事故なき職工坑夫の移動証書の発行、同証書所持者以外の雇使禁止、同証書の保管、職工坑夫名簿の作成・届出、石炭積入れには一定の権衡を用いること、定約船の他坑での積荷の禁止、定約船の届出、違反船主の三カ月間雇役禁止、送炭券記載義務、送炭券の検査などの違約に対して違約金を徴収するとした。みられるとおり、すべて鉱夫および川艦に関する違約者の処分である。

二十六年三月改正規約は違約者を送炭券手続き違背者・課金徴収拒絶者・組合議決違背者、および部分会議決違背者とし、前者は五円以上五〇円以下、後者は三円以上一〇円以下の違約金を徴収することに改正した(第三十四、三十五条)。

このように違約者処分方法は整備されてきたが、それがどの程度の効力を発揮したかはよく分らない。ともあれ鉱業組合にとって違約のなかで最も重視したのは経費怠納であったと思われる。二十六年十一月の改正

規約は従来の違約者処分方法を全く一新し、経費怠納についてのみ規定した。その条文はつぎのとおりである。

第三拾九条 組合経費及部分会ノ経費ヲ其期日ニ納付セサルモノハ相割増ヲ納付セシムルノ外違約金トシテ金拾円乃至五拾円ヲ納付セシム

第四拾条 経費金怠納満三ヶ月ニ渉ルハ其相当違約金及ヒ其割増ヲ納付セシメタル上其旨新聞紙ヲ以テ広告スヘシ

第四拾壹条 経費相当高ヲ故意ニ減少シテ納付シタルハ其相当二倍ヲ納付セシムヘシ

第四拾貳条 前二条ノ場合ニ於テ其納付者ハ代人タルト本人タルトニ係ラス組合本人其責ニ任ス可キモノトス

延滞金、追徴金、罰金、氏名公表という整備された違約者処分方法が制定されたが、注目すべきことは送炭差押え規定が削除されたことである。おそらく従来の処分規定があまり実効をとまなわなかったためかと思われるが、強制規定を欠く点で尻抜け処分法といわざるをえない。

かかる規約上の欠陥は直ちに意識されたとみえて、二十六年十一月改正規約の認可(翌二十七年二月)後まもない二十七年四月四日の総会で、つぎのごとき条文が新しく追加された。

第四十三条 本章ニ從ヒ義務ヲ尽サメル者ハ其者ノ送炭ヲ一時差止メ適宜ノ場処ニ陸上ケシ猶一週間内其義務ヲ尽サメルハ該送炭ヲ売却シ其請求金額ニ充ツル事

但陸上ケニ関スル諸入費及損害ハ該坑主ノ負担タルヘシ  
かくして送炭の強制的な差押え、強制処分という規定が新設され、さら

に同年十一月に陸運についても追加され、違約者処分法として一応の完成をみた。かかる違約者処分法は強制加入制に基礎づけられて大きな効果を発揮するのであるが、前述のように強制加入制が実現しなかったために、その効果は限定的であり、かつその強権発動には慎重であったととくである。<sup>87</sup>

部分的利害の調整 鉱業組合内の部分的利害は基本的には部分会の組織化という形で処理された。二十六年の改組後では水運部のほかに、堀石、田川、堀川、西川、本川の各部分会が設置された。部分会は独自の予算をもち、部会組織で運営されていたが、必ずしも常議員会など鉱業組合の運営と組織的に結びついていたわけではなく、たとえば堀川部分会や田川部分会などでは部分会の利害をめぐる問題が生じたのである。

堀川部分会は明治二十七年八月に堀川流域の水運鉱主によって結成され、翌二十八年四月に曲川流域の鉱主が加入した。<sup>88</sup> 毎月一回定会を開き、会長、委員を選出して、川鱒、坑夫、仲仕などについての取り決めをなし、独自の制裁規定をもっていた。しかしながら堀川部分会から常議員を送っていないため、二十八年七月の組合総会で堀川方面から常議員二名を選出するよう要求し、同年九月当分の間二名が常議員会へ出席するという一応妥協に達した。その後も常議員会への出席が保障されていたとくであるが、三十年八月に堀川部分会より正式に一名の常議員を推選することが認められ、金剛鉱の加藤周助を推選し、加藤が常議員として選出され、この問題は決着をみた。

ところで堀川方面からは大辻炭鉱の代表が常議員に選出されていた。稲垣徹之進がそれで、稲垣は二十六年四月から二十七年九月まで総長、以降二十九年九月まで常議員であった。稲垣の辞任は大辻炭鉱の経営権

移動の結果と思われ、大辻炭鉱からは引き続き常議員として小野孫一が三十年三月まで、古賀製次郎が同年六月ころまで在任していた。この古賀にかわって前述の加藤が就任したものと思われる。このことは、大辻炭鉱が必ずしも堀川部分会を代表しておらず、堀川部分会としては独自の代表を常議員会に送る必要があったことを意味していたといえよう。というのは、二十七年末から二十八年初めにかけて堀川部分会ではしばしば大辻炭の船運賃協定違反が審議されており、大辻炭は堀川方面の最大炭鉱として会長鉱<sup>89</sup>でありながら協定違反をくりかえすという存在だったからであろう。三十年八月貝島による大辻買収後、大辻炭が常議員を辞退することによって堀川部分会の利害を代表する常議員の選出が可能になったのである。

つぎに田川郡問題を取り上げる。田川郡はその地理的位置も加わって小組制廃止後も独自の部分会を組織し、赤池派出所による川鱒の検査を実施していた。とはいえ遠賀川水系によって石炭を輸送していた点で、鉱業組合と利害をもにしていたのであるが、二十八年八月に豊州鉄道伊田・行橋間が開通し、九州鉄道を經由して、田川郡の石炭を門司港へ直送することが可能になって以降、他三郡と異なる独自性を主張するようになったと思われる。

この時期の筑豊における地域間の対立は、まず明治三十一年に中学校設立寄付金をめぐって発生した。<sup>90</sup> 五月九日の臨時総会は中学校設備費寄付のため送炭一万斤につき四銭の特別賦課金を五力年にわたり徴収することを決定した。その寄附は東部県立中学校三六、〇〇〇円、嘉穂郡町立中学校三〇、〇〇〇円で、田川郡の徴収金は田川郡部分会の決議によって費途を定めることになった。ところが県立東部中学校が折尾に東筑



中学校として設立されることが決まると、鞍手郡鉦主は別に郡立中学校設立を決定した。そこで同年十一月十六日の臨時総会で、この問題に関して東筑中学校寄附金を六、〇〇〇円減額して三〇、〇〇〇円にし、鞍手郡に一二、〇〇〇円を寄附し、郡立中学校設立の挙を中止することで折り合いがついた。

かかる地域間の軋轢が増幅されて田川郡分離問題へと連なったものと思われる。三十二年三月、田川郡鉦主は田川郡経費徴収その他のため適当の場所に支部を設けることを総会に提出することを決め、常議員側は門司港支部の設置、常議員の九名から一五名への増員を対案として提出することを決めた。<sup>91</sup>三月二十七日に開催された通常総会は冒頭に田川郡分離要求が出され、荒れ模様の中に田川郡問題はすべて継続交渉となつた。<sup>92</sup>四月十二日に豊前鉦主は集会をもち、若松部・門司部を設置することを決め、つぎのような交渉条目を決めた。<sup>93</sup>

一 門司に倶楽部を設置する事

但し其の建築構造等は若松現在の倶楽部と全一のものにして其の費額は両部全体より支出する事

- 一 経費は若松着炭と門司着炭とを区別し其の着炭高の賦金を以て両部の経費に充つるものとし本部の経費は両部より幾分を支出の事
- 一 本部に総長を置くの外常議員二十名を置き此れを両部に平等分配の事

但本部の位置は時機に依りて変換の事

一 両部に各部常議員の互換を以て部長を撰挙する事

豊前側を筑前側と全く対等に扱うようにという、いわば過大の要求をかかげて、豊前鉦主は四月十五日に常議員会と交渉をもち、その結果、若

松・門司両支部を設置し、本部は両支部の内に設けること、門司支部を一五、〇〇〇円の建設費で建設することで合意に達し、<sup>94</sup>四月二十日に臨時総会が開かれ、これら組合拡張事項と、企救郡の編入、常議員の六名増員を決定し、新たに常議員として谷茂平（第二新手）、稲垣徹之進（大城）、島田純一（三井山野）、蔵内治郎作（峰地）、古賀庸三（豊州）、竹腰虎太郎（小松ヶ浦）の六名が選出された。<sup>95</sup>このうち蔵内、古賀、竹腰は田川郡鉦主である。安川敬一郎はこの問題に関して「門司に鉦業倶楽部を建設することとして解決」したと日記に記している。<sup>96</sup>田川郡側の姿勢はあくまで分離を貫徹するというよりは鉦業組合運営への参加とそのシンボルとしての倶楽部の建設にあつたものと思われ、その意味で分離要求は完全な成功を取めたといえよう。また常議員側にとっても三井およびサブリーダー層を吸収することによって組合基盤を強化することができ、また門司倶楽部は鉦業組合のシンボルとなるもので、損でない解決策であつた。

この結果、一五名の総長・常議員の構成はつぎのようになった。

第一グループ（外部資本） 安達仁造（総長、古河）、松田武一郎（三

菱）、林茂雄（住友）、島田純一（三井）、および筒井省吾（毛利）の

五名

第二グループ（地場有力鉦主） 安川敬一郎、麻生太吉、貝島太助、

および稲垣徹之進（安川）の四名

第三グループ（部分的利害の代表） 長谷川芳之助（藤棚、中堅鉦主）、

加藤周助（金剛、堀川代表）、谷茂平（第二新手、中堅鉦主）、蔵内

治郎作（峰地、田川郡）、古賀庸三（豊州、田川郡）、竹腰虎太郎

（小松ヶ浦、田川郡）の六名

このように常議員体制は、外部資本と地場有力資本とを網羅した組合リーダー層と部分的利害を代表する中堅鉱主であるサブリーダー層とで構成され、組合内の主要利害を代表しうる体制となったのである。

### (3) 水運部の活動と直方支部の廃止

つぎに石炭輸送とのかかわりで水運部の活動をみることにしたい。まず水陸別石炭輸送数量の推移を第2表でみると、第一に明治二十四年にはじまった陸運が二十八年には早くも過半をこえ、三十年代前半には七割台に達していること、第二に水運は比率的にはほぼ一貫して低下していること、とはいえ、第三に水運の絶対量は四十年代初めまで横ばい、ないし増減をくりかえしていることが確認できる。水陸運賃を比較すると、第3表のように輸送距離の長い内陸部ほど陸運が有利であった。それは鉄道運賃が輸送距離の長さに応じて逓減するように設定されていたからである。また鉄道運賃は特約の場合には割安であった。たとえば明治二十八年四月では、一哩一トンの石炭運賃は普通炭鉱二銭五厘、特約炭鉱二銭であった<sup>(97)</sup>。また鉄道輸送には引込線や積込場などの建設を必要とする場合があり、さらに円滑な輸送には貨車の確保が重要であり、それは鉄道会社の輸送力および貨車配給政策に依存した。このように鉄道輸送には炭鉱規模によるスケールメリットが大きく作用した。したがって水運は、長期的にみれば衰退傾向にあったとはいえ、運賃格差の相対的に小さい下流域、および輸送量の小さい小規模炭鉱を中心に輸送量を維持し、輸送需要に対して陸運輸送力不足の時期には水運はかえって活況を呈したのである。

さてこのような趨勢を確認したうえで、鉱船両組合の關係にふれつつ水運部の活動をみてゆこう。前述のように明治二十六年には鉱船両組合

の力關係は鉱業組合の優位に傾き、交渉箇条書を結び、水運事業は鉱業組合直方支部の統轄のもとに水運部の事業として運営された。費用の負担は交渉箇条書によれば、浚砂費、請願巡查費、各派出所費、運炭取締關係給与などは両組合の連帯負担であり、船業組合はその負担分は鉱業組合へ納入した（実際には鉱業組合が問屋より受け取った）。第4表によれば、明治二十八―三十年の水運部経常費に対する船業組合負担の割合はおよそ四割弱であった。

水運部の主な事業は川船運賃を協定し、運炭を取締り、河川・運河の浚渫工事を実施することであった。川船運賃表はしばしば改定され、しかもとくに活況時には違反があいついだ。日清戦後の好況期には、第5表にみるように川船運賃は高値で推移しているが、明治三十一年には水運は異常なまでの活況を呈した。

明治三十一年の川船運賃は日清戦後に比してほぼ三倍に騰貴しており、三十一年は鉄道開通から三十年代中ばまでの一四年間で水運比率が上昇した唯一の年であった（第2表）。その主要な原因は石炭活況のなかでの鉄道輸送力不足にあった。明治三十年末には筑豊の山元貯炭が四億斤（二四万トン）にのぼったとして、その対策のため三十一年一月二日に鉱業組合の臨時集會が開かれ、委員として安川敬一郎、麻生太吉、長谷川芳之助、松田武一郎、貝島太助の五名を選出し、実状調査と運動にあたることになった。貯炭増加の原因は「採掘高と運搬方との平衡を得ざる結果」とされ、具体的には(一)若松停車場構内に建設中のハイドリック工事の進行とともに荷揚場所が狭隘になり荷卸しに時間をとること、(二)修繕その他のため貨車数を減じたこと、(三)三十年十二月中風浪の強い日が多く沖船の入港が杜絶し、荷卸が困難であったこと、(四)小炭鉱がホー

第2表 筑豊炭水陸輸送数量

(単位：t、%)

年次	水運	水運比率	陸運	陸運比率	合計	備考(開通鉄道)
明治20	410,082				410,082	
21	551,627				551,627	
22	669,956				669,956	
23	780,848				780,848	
24	885,509	96.5	31,902	3.5	917,411	遠賀川=門司, 若松=直方
25	870,571	83.7	169,206	16.3	1,039,777	直方=小竹
26	825,608	66.9	408,470	33.1	1,234,078	直方=金田, 小竹=飯塚, 折尾連絡線
27	871,603	51.2	830,284	48.8	1,701,887	小竹=幸袋
28	904,799	42.3	1,231,817	57.6	2,136,616	飯塚=白井, 小倉=行橋=伊田
29	836,219	35.7	1,506,343	64.3	2,342,562	伊田=後藤寺
30	825,203	30.2	1,901,139	69.7	2,726,343	後藤寺=宮床
31	1,135,848	33.4	2,264,946	66.6	3,400,794	白井=下山田
32	1,088,634	29.5	2,605,174	70.5	3,693,808	金田=伊田, 後藤寺=川崎
33	983,973	23.3	3,243,600	76.7	4,227,573	幸袋=二瀬
34	1,064,316	21.6	3,855,176	78.4	4,919,492	勝野=桐野, 下山田=上山田, 飯塚=長尾
35	1,080,093	20.6	4,155,587	79.4	5,235,680	
36	933,815	17.6	4,399,995	82.4	5,313,810	川崎=添田
37	776,955	13.9	4,797,513	86.0	5,574,468	
38	885,388	15.6	4,796,719	84.4	5,682,107	
39	1,089,280	17.3	5,203,688	82.7	6,292,968	
40	1,161,653	17.2	5,596,834	82.8	6,758,487	
41	1,065,843	14.8	6,125,443	85.2	7,191,286	遠賀川=室木, 中間=香月
42	769,832	10.7	6,410,335	89.3	7,180,167	
43	805,767	10.9	6,560,479	89.1	7,366,246	
44	758,555	9.1	7,535,492	90.9	8,294,047	
45	705,374	7.8	8,367,655	92.2	9,073,029	

出典：鉄道院『本邦鉄道の社会及経済に及ぼせる影響』中巻780—1頁による。

第3表 明治28年水陸運賃比較表 (単位：1万斤につき円)

炭 鉱	船運賃 A	鉄道運賃 B	運賃差 A-B
新入第三坑	2.60	1.80	0.80
大ノ浦一坑	2.60	1.80	0.80
新入第一坑	3.00	1.80	1.20
新手本洞	3.20	1.92	1.28
菅牟田	3.55	2.28	1.27
勝野	3.70	2.40	1.30
目尾	4.20	2.52	1.68
鯨田	4.20	2.64	1.56
忠隈	4.55	3.00	1.55

出典：『門司新報』明治28年4月10日。

表4表 筑豊石炭鉱業組合決算推移

(単位：円)

費目	* 明治22	24	* 25	26	* 27	28	29	30	31	32	33	34	35
収入金総高	5,800.	7,536.943		12,780.523	31,823.802	40,404.925	33,695.731	34,948.810	89,509.401	111,290.566	146,244.240	159,626.595	144,132.971
課金収入	5,400.	7,440.777		10,443.943	24,804.450	22,939.460	15,306.732	17,969.628	70,790.946	70,555.545	72,061.271	58,289.589	53,072.088
繰越高	400.			1,187.473	62.726	10,314.650	11,152.742	8,007.753	11,523.069	31,156.314	62,588.918	85,570.768	74,427.598
船業組合負担高		44.115		816.020	2,500.000	4,220.898	3,600.000	3,700.000	4,000.000	4,300.000	3,700.000	3,900.000	4,400.000
その他		52.051		333.087	4,456.596	2,929.917	3,636.527	5,271.429	3,195.386	5,383.707	9,494.051	14,428.738	15,950.285
支出金総高	5,627.	6,541.025	6,564.596	12,717.798	24,870.524	30,537.183	22,585.426	23,425.741	54,893.800	48,617.543	60,673.472	85,189.997	63,456.660
本部経常費	3,072.	3,207.055	2,205.952	1,932.475	2,717.622	2,510.296	3,710.149	5,394.055	7,508.364	8,949.291	10,144.415	9,741.709	12,140.585
水運部経常費	1,505.	2,777.928	4,036.748	5,483.199	11,530.522	10,784.587	9,611.087	10,024.307	* 28,357.407	15,916.949	1,853.797	3,037.978	2,494.801
鉱船両組合連帯費											10,776.981	11,406.762	13,664.678
土地・建築・保存費					3,468.000	* 10,331.715	* 5,870.995	* 231.379	275.098	1,150.910	* 12,009.760	* 21,400.971	4,934.303
運動費				* 704.400	4,222.620	** 3,325.255	** 1,450.000	** 1,950.000		1,000.000			
寄付・補助金				100.000	1,400.000	*** 1,775.000		*** 1,900.000	** 14,591.101	* 13,167.712	** 20,343.640	** 19,300.000	* 21,500.000
浚渫・工事費		* 448.055		** 1,733.181	807.300	554.597	500.000	1,870.000	*** 2,314.830	** 3,835.170	1,808.474	3,614.200	3,534.320
その他	1,050.	107.867	321.896	*** 1,971.082		5.000				*** 1,600.300	234.781	*** 14,874.791	3,864.023
煽石部分費				51.846	212.460	200.000	405.646	200.000	177.000	122.882	65.000	0.	0.
田川部分費				691.614	512.000	444.000	442.027	300.000	210.000	325.000	505.000	223.000	96.000
堀川部分費						195.000	212.000	358.000	855.000	1,330.000	1,525.000	985.000	597.950
西川部分費						411.733	383.522	198.000	545.000	869.629	1,196.624	404.586	0.
本川部分費									50.000	350.000	210.000	210.000	630.000
差引現在金総高	173.	995.918		62.726	10,067.830	9,867.742	11,110.305	11,523.069	34,615.601	62,673.023	85,570.768	74,427.598	80,676.311
備考	* 子算	* 琴港会社渡	* M25.7~12×2	* 上京費 * 旧港11補助金 * 各坑運付金 1,162.445	* M27/下×2 出し繰越高はM26 差引現在金総高は そのまま	* 事務所新築費 * 上京費 * 伝染病予防 費1,200.堀 川工事延期 につき速買 部役所へ渡 575	* 用地購入1,500 保存費 4,320.995 * 上京費など	* 保存費 * 門司港特別港 請願補助費1,000 * 堀川記念球 1,000 * 伝染病費 900	* 速買部役所寄付 金7,000 * 中学校設備費 14,000 * 堀川工事補 助2,500	* 中学校設備費 12,500 * 堀川工事補助 1,831.460 * 堀川工事補 助費1,000 * 平岡浩太郎 渡	* 土地購入10,000 * 中学校設備費 19,000	* 門司倶楽部建設 費15,000 * 中学校設備費 19,000 * 運付金 14,678.821 -----	* 探鉱科設立 15,500

出典：筑豊石炭鉱業組合決算報告書などによる。

備考：決算時期が必ずしも期末でないなどのため、差引現在金と繰越高と一致しない場合がある。

第5表 若松まで帰運賃推移表 (単位: 1万斤につき円)

年	月	植木	小竹	大城	上三緒
明治	26. 4	1.55	2.60	2.55	3.50
	26. 12	1.80	2.90	2.80	4.00
	27. 12	2.60	3.70	3.55	5.00
	28. 12	2.00	3.10	2.95	4.85
	29. 3	2.30	3.40	3.25	5.15
	31. 6	6.25	9.70	9.50	12.50
	31. 7	5.65	8.75	8.57	11.28
	31. 9	4.92	7.61	7.46	9.81
	31. 10	4.64	6.85	6.71	8.83
	32. 4	3.69	5.10	4.99	6.57
	32. 6	3.38	4.46	4.36	5.75
	33. 3	3.42	4.51	4.39	5.82

出典: 『門司新報』。

ム積を開始したこと、(五)西三カ月以来農閑期となり坑夫数が増加し出炭が増加したことなどがあげられている。このような陸運の不便のため、鉄道敷設のある炭鉱までが川艦を雇う場合が生じ、前年末から川艦運賃が騰貴したのである。かかる状況をふまえて鉱業組合は鉄道会社に対して輸送力増強を要請することになった。

田川郡坑主と豊州鉄道・九州鉄道との協議がなされ、二月五日から両鉄道共通で後藤寺・門司間に臨時夜行運炭列車を一日二ないし三回運転することが決まり、実施された。また豊州鉄道は二月十五日の重役会で炭車二〇〇両を注文するなど輸送力増強策を決め、九州鉄道も筑豊線、行橋線の運炭に全力を注ぐことを決め、さらに機関車・貨車の新造を計画することになった。

三月下旬に至っても貯炭が著しいため、鉱業組合は三月二十六日の組合総会で再度委員を選出することにし、安達仁造、長谷川芳之助、松田

武一郎、貝島太助、麻生太吉、筒井省吾、松本健次郎の七名を委員とし、貯炭調査と九鉄との支渉とを一任した。九鉄はこのころ貨車一、〇〇〇余台新造計画をたて、六月十三日から落成貨車を投入して筑豊線夜行運炭列車を若松・直方間一日四回、直方・飯塚間一日三回実施することを決めた。このようにして鉄道輸送力の増強策はあいついで実施され、かつ水運においても一―四月に川艦約一、〇〇〇艘以上が新造され、他方五月一日から大手炭鉱で採炭制限も実施され、五月初旬には九〇万トンにのぼったという坑所貯炭もしだいに減少していった。加えて炭価も石炭の不需要期に入って低落し、川艦運賃も第5表にみるように六月を頂点に低下した。

このように明治三十一年には筑豊で一大水運ブームが現出したのであるが、このことは鉱業組合水運部に対して二重の影響を与えた。第一は水運活況のため運炭取締などの諸経費が急増し、水運部財政を逼迫化させたことである。第4表によれば、三十一年度の水運部経常費支出は二八、〇〇〇余円で、前年の実に二・八倍にのぼった(うち七、〇〇〇円は遠賀郡役所に対する寄附である)。このため水運炭鉱に対する組合費賦課も増加し、第6表にみるように本川筋の場合は三十一年九月には一万斤につき三三・五銭に達した(おそらく明治期を通して最高の賦課金と思われる)。それでもなお収入不足であり、銀行より九、七〇〇余円の借入れをし、急場をしのいだのであった。かかる水運部財政逼迫の影響はその後も尾を引いたごとくで、三十二年度の経常費支出は一六、〇〇〇円弱であった。

第二の影響はこれを機に鉄道輸送力が増強され、そのため水運はより衰退にむかい、水運部財政の逼迫が継続したとみられることである。第

表6表 組合賦課金の推移

(単位：1万斤につき銭)

	M26.11	M27. 4.16	M27. 7. 1	M27.11. 1	M28. 4. 1	M28. 9. 1	M29. 1. 1	M30. 4. 1	M31. 4. 1	M31. 9.	M32. 4. 1	M33. 4. 1	M36. 4. 1
本川筋船送炭	3.0	20.3	20.3	18.3	7.5	11.5	9.5	8.5	11.5	33.5	19.7	20.1	19.6
鉄道送炭	0.8	10.8	10.8	10.8	1.5	4.5	2.5	3.5	9.0	10.0	7.0	8.8	7.6
内訳													
通常費	0.8	0.8	0.8	0.8	1.0	1.0	1.0	1.0	1.5	1.5	1.5	2.0	2.0
水運費		*4.5	4.5	*6.5	6.0	6.0	6.0	5.0	8.0	11.2	12.0	1.2	2.0
水運準備費		1.0	1.0	1.0		1.0	1.0			*2.0	*1.0		
運動費		**10.0				*1.0	*1.0	*1.0					
事務所費			*10.0	**10.0	*0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
寄付・補助金						**2.0			*1.0	**4.0	4.0	4.0	*2.1
河川工事費	*2.2	***4.0	**4.0						**5.5	***1.5		*2.5	
償却費								**1.0	1.0	****8.8			
鉬船連帯費												7.0	12.5
若松積卸関係									***1.0		**1.0	**0.3	**2.5
その他									****4.0	4.0		***2.0	***0.5
部分会費													
燭石		1.0	2.0	4.0	4.0	4.0		4.0	5.0	5.0	5.0	5.0	
田川		1.0	1.0	1.0	1.0	1.0		1.0	1.0	1.0	3.0	3.0	3.0
堀川					0.5	0.5		0.5	2.0	2.0	2.0	1.5	1.2
西川					5.5	10.0		5.8	5.8	20.0	20.0	20.0	0
本川											0.7	0.5	0
備考	* 堀川・西川筋 0.5	* 堀川・西川 1.0 ** 上京運動費 *** 江川浚砂費	* 新築費7.1より 6ヵ月間 ** 江川浚砂費 7.1より2ヵ月 間	* M28.3まで増徴 ** 新築費10.16 より2ヵ月間	* 保存費、以下同 じ	* 上京運動費 M28.5~12 ** 伝染病予防費 M28.9~12	* 上京運動費 M29.1~4	* 門司特別輸出入 港積卸補助費 4.1~7/米 ** 新築費流用 4.1~ M31.4/米	* 堀川記念碑4.1 ~6/米 ** 堀川工事補助 水運)4.1~5/米 *** 補助補助費 (陸運)4.1~7/米 **** 鉱山学校 設立費 4.1より 10ヵ月間	* 9.1~M32.3/米 ** 中学校設備費 *** 堀川改修工 事 10.1~M32. 3/米 **** 水運部銀 行借入金6.1~ M32.3/米	* 4.1~M33.3/米 ** 積卸補助費 (陸運)4.1~7/米	* 江川浚砂許可権 1.1M32.6~ 35.3/米 江川浚砂工事費 1.5M32.4~34. 3/米 ** 取締費(陸運) 4.1~34.3/米 *** 門司支部設 立費 M32.5~33.12	* 4.1~37.1/米 採掘料前設費1.3 中学校設備金0.5 (筑前3部のみ) ** 地料準備金 (陸運)1.1より *** 臨時費

出典：筑豊石炭鉬業組合賦課金標準一覧表などによる。

2表によれば、陸運は三十一年以降順調に増加し、七〇%を越えるに至つたのに対して、水運は三十二、三年と減少を続け、このため川船運賃は低下していったとみてよい(第5表)。かくして、水運部収入は組合賦課金、船業組合負担金の両面から頭打ちをよぎなくされることになった。

かかる水運部財政の逼迫化の結果、鉱業組合直方支部の廃止が決まつたのである。三十三年三月三日に水運部分会が開かれ、直方支部を廃止し出張所とし、その経費は組合全体で支弁するという組合総会への附議事項が決定され、常議員会の議を経て、三月二十九日組合総会で了承され、ここに直方支部が廃止され、以後水運事業は本部の統轄のもとに鉱船運事業として運営されることになったのである。

#### (4) 輸出石炭取締問題

最後に輸出石炭取締問題を取り上げる。この問題は明治二十三年以降の炭況不振対策として、二十五年九月に開催された鉱業諮問会で取り上げられ、同年十一月に鞍手郡小竹で開かれた九州鉱業者集會を機に九州鉱業家団体結成の動きと関連して取り組まれた。

鉱業諮問会の第二議題は「海外輸出を主とする鉱業保護の件」で、その諮問理由はつぎのとおりである。

本邦産出の鉱物中石炭、銅、硫黄、安質母尼、満俺の如きは海外輸出を主とするものにして就中石炭、銅の如きは最も重要なものとする。然るに其營業者中には或は不良品を混合して品質を詐り為めに外人の信用を失し或は競争の極値崩しをなし為めに自家の損失を来すのみならず同業者の利益を害する等の弊害ありて常に本邦品の価値は外国品に比し品質に相当する価格を得る能はざるの状況を呈するに至れり此種の弊害は同業組合を設け其規約に依り同業者を檢束するか若くは其

他の方法に抛り之を矯正し海外輸出の鉱業を保護するの必要あるもの如し果して然らば其方法如何

和田維四郎鉱山局長は「本題の起る所以を説き石炭に就ては品質を詐る仲買商の弊を矯め且需要供給を平均ならしめ目下の困難を救済する方法あらば意見を聞かんことを望む」と述べたが、「需要供給を平均するの道は自然の成行に任かせる外なく又保護は石炭のみに限らず銅安質母尼の海關税を免除せられたし」との意見がで、結局銅の輸出税免除を決めた。

このように政府はとくに輸出石炭について同業組合による需給の調節と石炭商の取締とによって鉱業保護の実を上げようとする構想を示したのである。これをうけて同年十一月に開かれた九州鉱業者集會は、輸出炭について「後会迄二各団体ニ於テ研究シ其方法等ヲ後会ニ提出スルヲ但シ後会迄ニ限ラス意見アルハ互ニ通報シ合セテ研究ノ材料ヲ蒐集スルヲ要ス」と決議した。なお九州鉱業者団体の集會は少なくとも一年一回開催し、次回は翌二十六年三、四月に開會することを決めた。

かくしてつぎの集會に向けてさまざまに取り組みがなされることになったが、政府の意向を盛り込んだプランを作成したのが竹内綱であった。竹内の起稿した「石炭輸出業組合規約」は、各石炭坑營業者をもって同業組合に準じた石炭輸出業組合を組織し、その事業は(一)採炭額の制限、(二)石炭海外輸出額の制限、(三)輸出石炭の販売最低価格の設定などを主とするもので、「輸出カルテル」の結成をめざすプランとみてよい。この草案は三月一日付で筑豊の安川敬一郎に送られたが、その書簡のなかで竹内は「唐津ノ重立チタル連中ニハ一兩日中ニ相談相纏候積り」と記している。以後、唐津の鉱主たちは竹内案に基づき行動を展開することになる。

明治二十六年三月十四日に福岡鉱山監督署で和田鉱山局長を迎えて開かれた九州鉱業者集会では竹内案をたたき台に論議し、石炭輸出組合規約要領を決定した。竹内案は組合を「各石炭坑営業者ヲ以テ組織スル事」(第一章)としているが、「共同組合ハ総連合ニスル乎有志連合ニスル乎」が協議され、有志連合にすることが決まり、「各有志石炭坑営業者ヲ以テ組織スル事」(第一章)になり、また「組合各石炭坑ノ採炭額ヲ定ムル事ハ共同組合成立ノ上総会ヲ以テ決スル事」(第三章)になったが、その他は竹内案の骨子をそのまま採用した。輸出石炭の統制は外国炭との競合からみてかなり困難とみられ、かつ要領は組合組織化の重要点であったとみられる組合メンバーの範囲と採炭制限の二つの点で草案と異なっており、政府「竹内構想は後退をよぎなくされた。それは、のちの経過からみて、筑豊鉱業組合側の抵抗の結果とみてよからう。

筑豊鉱業組合は、前述のように、この集会ころから二十六年末ころまで組織改革に全力をあげるようになるが、九州鉱業家の組織化、および輸出石炭問題が再び取り組まれるのは明治二十七年に入ってからのものである。同年四月六日福岡県庁で福岡県鉱業者協議会が開かれ、前田正名より要請のあったとみられる三県(福岡、佐賀、長崎)鉱業人懇親会を四月二十日に開催することを決定した。<sup>(10)</sup>

この懇親会は福岡市東公園一方亭で五〇余名の参加をえて開かれた。<sup>(11)</sup>三県石炭鉱業人団体組織化についての相談があり(長崎は都合により欠席したが、団体結成には賛成という)、輸出石炭問題をめぐって佐賀県鉱業人意見書が提出され、これに対して筑豊鉱業組合有志による意見陳述があった。佐賀側の意見書に添付された「石炭坑業組合規約」は前述の竹内案をほぼそのまま継承したもので、前年論議され否決・留保された

総連合形式と採炭額制限とをそのまま復活させ、海外輸出炭の価格回復のために採炭額と輸出額を制限し、輸出炭の最低価格を設定することが必要だというもので、同業組合による「輸出カルテル」をめざすプランであった。しかも「石炭坑業組合」という名称に示されるごとく、「本組合ハ先以テ海外輸出石炭ニ限リ；規約ヲ設クルト雖漸次利害得失ヲ構究シ内国販売方法ニ就テモ規約ヲ設クルアルヘシ」と全面的な「販売カルテル」をも展望していた。これに対して筑豊の有志意見書は、輸出炭市価の下落は「経済ノ原則以外一種人為ノ拙策ヨリ生シタルヲ発見セリ則良否混淆濫輸出ノ猾手段が其主因タルコヲ確信ス」という認識にたち、輸出炭そのものの取締が必要であるとして門司港に石炭輸出取締所を設置することを提唱した。具体的には、「門司輸出炭取締規約案概要」によれば、輸出炭積入れの際の炭品検査、劣等品の搭載差止、輸出炭の乗船検査などを骨子としていた。筑豊鉱業組合は四月二十七日に総会を開き、佐賀案に不賛成を決め、意見書起草委員を選び、有志案を基礎に意見書を取りまとめることになった。起草委員に選出されたのは安達仁造、安川敬一郎、小野孫六、杉山松太郎、許斐鷹介、城野琢磨、片山逸太、進藤正吉の八名であった。<sup>(12)</sup>

次の三県鉱業人集会は、間をおかず開催を予定していたごとくであるが、出席予定の前田正名の病気などの理由で延期に延期を重ね、結局、同年九月十三日に開催された。この間、筑豊鉱業組合では六月二十八日の臨時総会で輸出炭取締法について協議し、同月三十日に輸出炭取締に関する委員会を開き、石炭輸出取締規約を申合せ、七月三日より単独で輸出炭取締を実施することに決めた。その内容は門司港に取締掛をおき、若松では若松石炭問屋と提携し、あわせて輸出石炭を取り締ろうという



ものであった。<sup>(11)</sup> 七月七日若松問屋との交渉の結果、その提携条項として新規の輸出契約には需用者の証明書を徴すること、輸出に際しては鉱業組合門司出張員（鉱業組合書記の高原徳太郎）に対して、国名、船名及総噸数、噸数（荷物あるいは船用炭）、送先（約定書あるものはその書類添付）、買受主を記した届書を提出することなどを取り決めた。<sup>(12)</sup> この輸出炭取締は「目下朝鮮事件談判切迫ニ付輸出炭取締法」につき決めたのであり、<sup>(13)</sup> 直接に清国に輸出するものは其欧米人の手を経ると否とに拘はらず一切之を停止して彼が戦闘力を減せしめんことを企図した<sup>(14)</sup> ものであった。<sup>(15)</sup>

ともあれ、かくしてわが国最初の輸出石炭の自主的規制が始まったが、八月一日に日清戦争が勃発し、あらためて清国に対する石炭輸出のあり方が論議され、九月初めまでは石炭輸出禁止令が公布されるのではないかと噂された。<sup>(16)</sup> 九月十三日に福岡市東公園皆松館で三県炭鉱業者集會が開かれ、三県石炭同業会の結成を決めた。<sup>(17)</sup> この組織は、その規約によれば、「福岡佐賀長崎三県下石炭全業者ヲ以テ組織」し（第一条）、「企業者互ニ氣脈ヲ通シ親睦ヲ旨トシ石炭濫輸出濫売并粗悪炭ノ混交ヲ制止シ海外ニ於ケル石炭販売市場ノ商權ヲ拡張振作シ斯ノ業ノ利便ヲ増進スルヲ目的ト」した（第二条）。これは、同会組織化の推進者であった前田正名の「今日ノ石炭業多クハ売力ナクシテ買ハレルモノナレハ之ヲ売力ニナスコト最モ必要ナルコト」という認識に基礎づけられていたといえるが、しかしながら竹内案、佐賀県意見書に盛り込まれていた具体的な輸出規制策は規約からはまったく削除されており、同会は親睦を旨としたゆるやかな連合組織として発足することになった。

翌十四日三県坑業会は、共進館で清国石炭輸出問題について協議し、

委員を選出し取調を委託し、委員のうちから上京せしめ農商務省に現状を報告しその意見を問うことを決め、取調委員として福岡から安川敬一郎・安達仁造、佐賀から松尾寛三・長谷川芳之助、長崎から中川寿一郎・松尾治造を選出し、<sup>(18)</sup> これを受けて筑豊鉱業組合は安川を上京委員に決定した。<sup>(19)</sup>

十月二十三日の筑豊鉱業組合輸出炭取締委員会において安川は「広島及び東京に於て西郷海軍大臣、樺山軍令部長、渡辺大蔵大臣等を歴訪したる処何れも輸出差支へなきのみならず敵の軍艦、軍港に直接積込若は輸送せざる限りはドン／＼輸出して以て此際利益を壟断すべしとの意見なりし趣を報道し」<sup>(20)</sup> 六月三十日議決せし石炭輸出取締規則は断然今日限り廃止し坑主炭商の勝手に輸出する事に決し<sup>(21)</sup> た。かかる決定の前提に、一方において「清国政府は頻りに濠洲其他の石炭を購入し我石炭の輸出停止に付毫も戦闘力に関する所あるを見ず」、他方「我国の炭況如何を顧みれば其輸出品の首位を占めしに拘はらず遽かに大得<sup>(22)</sup> □を失ふて当業者の困難日々甚たし<sup>(23)</sup> 」<sup>(24)</sup> といふ筑豊鉱業組合の認識があったのである。かくして石炭の自由輸出制に復帰し、日清戦時以降の炭況活発化のなかで筑豊炭鉱業は産業資本としての確立をみるのである。

なお石炭流通面については、明治二十八年三月に門司石炭商組合が結成され、また翌二十九年八月には若松港同盟石炭問屋組合が若松港石炭業組合に改組された。前者は「石炭の名称を偽り若くは数量を詐はる等」の行為を禁止し、違約者にはきびしい処分を課し、また後者は石炭の取引に関してさまざま規制を加え、緋送炭をも含む違反に対して処分を課した。<sup>(25)</sup> このような門司・若松両組合の活動がいまって流通機構の前期性を克服してゆく端緒になったといえよう。

#### 四、むすび

以上、筑豊石炭鉱業組合の組織と活動について明治十八年の創立から明治三十三年ころまでを検討した。筑豊石炭鉱業組合は、筑豊炭鉱業の勃興にあたって同業組合組織によって石炭の生産、輸送、販売について枠組みを設定し、統制を実現することを目的に県当局の勸奨のもとに設立された。

石炭の生産、すなわち石炭坑業の改良は筑豊炭鉱業の枠組みを決定づけるという課題であり、行政当局によって決定的に重視され、鉱区出願の停止と撰定坑区制の実施とを中心とする強力な行政指導によって、明治二十一年以降撰定坑区を中心にした筑豊炭鉱業の近代化を方向づけることに成功した。この課題に鉱業組合側から全力をあげて取り組んだのが、初代総長の石野寛平であり、石野は筑豊炭鉱業の枠組みづくりが一段落をつけた明治二十二年六月に総長を辞任した。以後、この点に関しては筑豊石炭鉱業組合は鉱業行政や地方行政とのかかわりで筑豊炭鉱業の発展の条件整備に努力してゆくことになる。

石炭の輸送は初期の筑豊鉱業組合の活動のなかでつねに重視され、わけても水運問題は石炭の鉄道輸送が本格化するまでは最重要課題であった。鉱業組合第四代総長の安達仁造は「筑豊石炭鉱業組合が、組織されたのも対船問題が主因であって、坑主は組合によって一致団結し自家擁護と共同利益の増進に努める気になったのである。其為め組合の事務所も最初は直方に置き、後に本部を若松に移した次第である」と後年に回顧している。水運事業は主に河川の浚渫と川船の運賃・運行の統制とか

らなり、鉱業組合と船業組合との共同事業として取り組まれたが、両組合の力関係も影響して円滑であったとはいいがたく、初期においては炭況活発時に船業組合側の協定違反が目立ったごとくである。組合総長が不在であった明治二十二年六月から二十四年二月までの時期にはとくに河川の浚渫が遅れたようであり、この課題に全力をあげて取り組むべく龍崎中和が第二代総長に選出されたのである。龍崎は、総長・幹事・支部長として存任した二十四年二月から二十八年五月までの時期に主に水運関係に従事したのである。

鉱船両組合の力関係が鉱業組合の側に有利になるのは、筑豊炭鉱業の発展により有力鉱業家層が形成され、鉱業組合の基盤が強化され、かつ石炭の鉄道輸送が本格化してくる時期以降のことであり、二十六年十一月に鉱業組合に有利な両組合の取り決めが結ばれた。同時に水運事業は組合内の水運依存炭鉱のみの事業として位置づけられ、水運部が発足することになった。明治三十一年には鉄道輸送力不足に起因する水運ブームが出現したが、これを契機とする鉄道輸送力の増強によって、水運はいっそう衰退をよぎなくされ、水運部財政の逼迫化も加わり、三十三年三月には水運事業は従来の直方支部管轄から組合本部の統轄とされるに至ったのである。かかる経緯を経て、石炭の輸送は鉄道中心の時代に入り、鉱業組合の活動も鉄道運賃・貨車配給など鉄道会社との交渉に力を注ぐことになってゆくのである。

石炭の販売問題も重視された。当初の石炭一括売捌店による販売統制の試みは短期間で失敗に終わったが、それは筑豊炭鉱業の前期性と石炭流通機構の前期性との壁にはばまれたといえよう。かかる二つの前期性の克服が重要課題になるが、生産面で有力炭鉱が台頭するのは明治二十年

代半ば以降のことであり、流通面では二十年代後半から前期性の克服が緒につきはじめるのである。明治二十六―七七年の行政主導による同業者組合形式の「輸出カルテル」結成の試みは、前期性の克服が課題となっている時点において同業組合によって「独占的」課題を追求しようという無理をそもそもはらんでいたものであり、急速に台頭つつあった筑豊鉱業組合内の有力鉱業家層の反対によって、結局、挫折をよぎなくされたのである。

以上のごとき諸課題を、筑豊石炭鉱業組合は同業組合という組織形態によって追求したのであり、組織問題は組合の基盤強化という点から重視された。明治二十二、三年の撰定坑区制および鉱区出願の解禁とに端を発した炭鉱企業熱は個別企業のめざましい展開と鉱業組合活動の停滞をまねいたが、水運事業の必要性、鉄道建設、不況対策、鉱業条例問題などにもない明治二十四、五年ころから鉱業組合の活動が再び活性化した。それにもない組合組織の整備が要請されるに至り、明治二十六年に常議員会主導の組合体制が確立し、同時に組織統制の強化が要請されたのである。折からの日清戦時以降の炭況活発化のなかで、中小炭鉱が簇生し、鉄道網の形成や流通機構の前期性などに媒介され、組合未加入、賦課金未納入などの組合からの離反現象も生じた。そこで鉱業組合は、一方で強制加入制の追求や違約者処分法の強化によって組織統制を強化し、他方で関係諸機関との交渉力強化、部分的利害の調整などによって組合への統合に努力した。

かくして明治三十二、三年ころまでには、違約者処分法は強制処分をともなう形で整備され、組合財政も筑豊炭鉱業の躍進と水運依存の低下のなかで改善され、常議員を増員し、有力鉱業家層を中心に部分的利害

を代表する中堅鉱主層をサブリーダーとして吸収することによって組合のリーダーシップはいっそう強固になり、ここに筑豊石炭鉱業組合は、筑豊炭鉱業の確立とともに組織的安定をみ、かかる組織的安定が組合への強制加入制をさしあたり不要にしたといえよう。

#### 註

- (1) 同業組合についてはさしあたり由井常彦『中小企業政策の史的 研究』(東洋経済新報社、一九六四年) 第一章、藤田貞一郎『近代日本同業組合史論序説』(国際連合大学、一九八一年)を参照せよ。
- (2) 『筑豊石炭鉱業会五十年史』(同会、一九三五年) 五頁。
- (3) 『五郡石炭坑業組合联合会』(福岡日日新聞) 明治十八年十一月三日。
- (4) 『五郡石炭坑業組合聯合会の決議概要』(同右、明治十八年十一月十四日)。
- (5) 『若松蘆屋両港の坑業組合開業式』(同右、明治十八年十二月二十六日)。
- (6) 『五郡坑業組合臨時会』、『石野寛平氏』(同右、明治十八年十二月二十六日、二十七日)。
- (7) 明治十八年十二月規約の全文は同右、明治十九年一月三十一日、二月二―四日に紹介されている。以下条文はこれによる。
- (8) 『豊筑五郡坑業組合経費の事』(同右、明治十八年十二月三十日)。
- (9) 『五郡石炭坑業組合』、『安川敬一郎氏』(同右、同日)。
- (10) 『直方通信』(同右、明治十八年十一月三日)。

- (11) 前掲「豊筑五郡坑業組合経費の事」
- (12) 明治十九年四月改正規約は前掲『筑豊石炭鉱業会五十年史』五〇―五三頁による。
- (13) 「筑豊石炭坑業組合沿革ノ略」(『日本鉱業会誌』第五二、五三号)、「筑豊石炭坑業組合沿革の略」(『福岡日日新聞』明治二十二年五月九、十、十一、十二、十五日)。以下、とくに断わらないかぎりこれによる。
- (14) 船業組合との当初の申合規約は前掲『筑豊石炭鉱業会五十年史』六九―七〇頁に紹介されている。これによれば五郡の川舩を約三千艘として配分している。また「遠賀川の石炭船」(『福岡日日新聞』明治十九年八月二十九日)によれば二千余艘とされる。
- (15) 「明治十九年四月々廿年三月迄課金収支決算表(広告)」(同右、明治二十一年六月六日)。
- (16) 資料的に確認できる最初は明治二十三年度と推定できる「嘉麻川浚砂場積書」(『坑業組合関係書類留』麻生家文書、組5)である。
- (17) 「二子嶋港口浚渫」(『福岡日日新聞』明治二十一年四月十九日)。
- (18) 以上、筑豊興業鉄道会社「第一回報告」(『石炭研究資料叢書』第一輯、九州大学石炭研究資料センター、一九八〇年)による。
- (19) 前掲「沿革ノ略」による。なお「筑豊興業鉄道会社発起人会」(『福岡日日新聞』明治二十一年九月十六日)によれば、明治二十一年九月十四日開催の発起人会では五郡石炭坑主から二千株の申込みがあり、五十株を譲渡することに決まったという。その後引受株数の増加があったとみられる。
- (20) 「筑前炭坑業の三大順序」(『福岡日日新聞』明治十八年十一月二十四日)。
- (21) 本号所収の今野孝論文をみよ。
- (22) 前掲「沿革ノ略」、および鼎湖(高野江基太郎)「筑豊石炭史談・十四・杉山氏の一括売買所」(『門司新報』明治二十九年十一月十七日)。
- (23) 「勤業事務梗概」(『福岡日日新聞』明治十九年二月二十五日)。
- (24) 「筑前石炭ノ直輸出」(同右、明治十九年一月十三日)。
- (25) 日本石炭会社の創立についてはさしあたり「日本石炭会社創立」(同右、明治十九年八月十三日)が参考になる。
- (26) 筑豊の撰定坑区に関しては今野孝「明治二十年前後における筑豊石炭鉱業―撰定坑区をめぐって―」(『エネルギー史研究』第一二号、一九八三年六月)、前掲「沿革ノ略」、『福岡県勸業年報』、『福岡県勸業月報』、『福岡日日新聞』などによる。
- (27) 蕉門隠士「福岡県に於ける安場保和翁・六・翁と炭鉱事業及び其の運輸」(『福陵新報』明治二十五年八月十一日)。
- (28) 『福岡日日新聞』明治二十二年五月一日。
- (29) 「石野寛平氏と某氏の問答」(『福陵新報』明治二十三年一月三十日)。なお石野の略歴については、「若松築港会社七十年史」、米津三郎「筑豊石炭坑業組合初代総長石野寛平略歴書(手記)」(『エネルギー史研究ノート』第六号、一九七六年三月)に紹介されている。

- (30) 以上、『福岡日日新聞』明治二十二年四月十日、四月十三日、四月十七日、五月七日、五月九日、六月十八日、六月十九日、六月二十日、六月二十一日、六月二十三日付の關係記事による。
- (31) 「筑豊石炭坑業組合規約書」(渡辺(勝)文書、九九)。
- (32) たとえば明治二十二年七月の規約改正は総長代理桑野里七名儀で出願され、また明治二十三年度の組合予算も同様の名儀で届出ている(「石炭坑業組合費額」、『福岡日日新聞』明治二十三年四月十三日)。
- (33) 「石炭坑業組合幹事」(『福岡日日新聞』明治二十三年六月四日)。
- (34) 二十二年度は「明治廿二年度経費支出予算」「同収入予算」(前掲、麻生家文書、組5)、二十三年度は前掲「石炭坑業組合費額」による。
- (35) 「石炭声価挽回の問題」(『福岡日日新聞』明治二十二年十二月二十日)。
- (36) 「明治廿二年全廿三年豊筑石炭興業取締書及諸規則書類」(貝島資料、B 23-9)。
- (37) 「忠告書」(前掲、麻生家文書、組5)。
- (38) 前掲「嘉麻川浚砂場積書」(同右)。
- (39) 以上、『福岡日日新聞』、『福陵新報』の關係記事などによる。
- (40) 前掲、貝島資料、B 23-9。
- (41) 「筑豊石炭坑業組合臨時会」「臨時会決議録」「総長の認可願と幹事解任届」(『福岡日日新聞』明治二十四年三月一日、三日)。なお龍崎については今野孝「筑豊石炭鉱業組合第二代総長龍崎中和とその資料」(『西南地域史研究』第三輯、一九八〇年一月)をみよ。
- (42) 明治二十四年三月改正規約は前掲、麻生家文書、組5による。
- (43) 龍崎宛麻生太吉書簡(今野、前掲龍崎論文三九〇頁)。
- (44) 「鉱業組合と艦業組合の紛紜」(『福陵新報』明治二十五年四月三日)。
- (45) 「川艦運炭取締に就て」(同右、明治二十五年四月十日)。
- (46) 「両組合の和解に就て」(同右、明治二十五年六月十一日)。
- (47) 臨時總會・委員会決議報告(前掲、麻生家文書、組5)。
- (48) 「筑豊石炭坑業組合総集會決議」(『福岡日日新聞』明治二十四年七月五日)。
- (49) 「九州鉱業団体運動の歴史」(『門司新報』明治二十六年一月二十六日)。
- (50) 以上、今野、前掲龍崎論文、『福陵新報』記事などによる。
- (51) 前掲「九州鉱業団体運動の歴史」。
- (52) 以上、『商工政策史』第二十二卷(鉱業上)一九六六年、一五五頁以下による。
- (53) 決議報告(前掲、麻生家文書、組5)。
- (54) 「鉱業組合員鉱山監督署に派出す」(『福岡日日新聞』明治二十五年六月二十一日)。なお、この派遣出張員が「各坑主の為余程懇切に事務を執り其便利一方ならざるを以て従来該組合に加入せざりし鉱主も始めて組合加入の必要を感じ追々加入を申込む者あるやに聞く」という効果も生じたことである(「鉱業組合」、『福陵新報』明治二十五年八月七日)。

- (55) 的野平介編「炭礦鉄道会社の経済社会に及ぼす弊害を述べて朝野の識者に訴ふ」(明治二十六年一月)による。
- (56) 「九州鉱業団体運動の歴史(承前)」(『門司新報』明治二十六年一月二十七日)。
- (57) 「九州鉱業者集会決議報告」(前掲、麻生家文書、組5)。
- (58) 以上、『福岡日日新聞』、『福陵新報』の関係記事、および『日本国有鉄道百年史』第四卷(同鉄道、一九七二年)二五九頁、『七十年史』(北海道炭礦汽船株式会社、一九五八年)四九一―五〇頁、五七―五九頁などによる。
- (59) 「筑豊礦業組合の決議」(『福岡日日新聞』明治二十五年二月十八日)、『筑豊礦業組合員の積立金』(同上、明治二十五年四月一日)。
- (60) 県令第十四号(明治二十六年三月二日)。
- (61) たとえば明治二十五年八月十五日の臨時総会では煽石委員会の決議にもとづき煽石販路拡張のため各地へ出張員を派遣することを決めている(『決議録』、前掲、麻生家文書、組5)。
- (62) 前掲、貝島資料、B 23―9。
- (63) 「筑前国豊前国石炭礦業組合規約」(明治二十六年三月二十七日出願、四月四日認可)(渡辺〔勝〕文書、一〇七)
- (64) 明治二十六年三月改正規約原案への書込みによる(『筑前国豊前国石炭礦業組合規約』、前掲、麻生家文書、組5)。
- (65) 以上、経過は『組合総会決議綴』明治二十六年以降(直方市石炭記念館所蔵)、『坑業組合の移転と常議員』(『門司新報』明治二十六年十二月十二日)、『廿六年十一月廿三日常議員会決議』(『筑豊坑業組合常議員会決議録』麻生家文書、組11)により、組合規約は『筑豊石炭礦業組合規約書』(明治二十六年十一月改正)(前掲、麻生家文書、組5)による。
- (66) 「三月四日委員会申合」(前掲、麻生家文書、組5)。この申合は開催年を欠くが、内容、および綴の前後関係から二十六年と推定した。
- (67) 前掲『組合総会決議綴』。
- (68) 前掲、麻生家文書、組11。
- (69) 鉄道網の形成については『日本国有鉄道百年史』第二卷、第四卷(同鉄道、一九七〇年、一九七二年)による。
- (70) 前掲『組合総会決議綴』。
- (71) 森川英正『明治期『工科大学』卒会社技師リスト』(『経営志林』第一卷第二号、一九七四年一月)、今津健治「B・S・ライマンの弟子たち―修業時代―」(『エネルギー史研究』第一〇号、一九七九年三月)による。
- (72) たとえば筑豊御三家と称せられるに至る安川・松本、貝島、麻生の炭鉱経営も明治二十年代にはまだ不安定であった。安川敬一郎の経営する大城炭鉱は二十九年に資金調達のため必要上外部から資本を導入して明治炭坑株式会社に移管され、両び安川専有となるのは三十五年のことである。また松本潜経営の高雄炭鉱は三十年ころ一時三菱名義になっている。貝島太助の経営する大ノ浦・菅牟田両炭鉱は毛利家からの借入金に抵当として二十五年から三井物産名義に書き換えられ、貝島名義に復帰したのは日清戦後の二十九年のことである。麻生太吉の経営する忠

隈炭鉱は資金難もあって二十七年住友に売却され、主力炭鉱を失った麻生は筑豊鉱業組合の常議員を辞任している（以上、社史・伝記などによる）。

(73) 前掲、麻生家文書、組5。

(74) 前掲『組合総会決議録』。

(75) 『通常臨時総会決議録』明治廿六年以降同四拾四年迄（直方市石炭記念館所蔵）。

(76) 『常議員会決議録』明治廿七年一月以降（同右）。

(77) 前掲『通常臨時総会決議録』。

(78) 明治二十九年六月十一日常議員会決議（前掲『常議員会決議録』）。

(79) 全文は『福陵新報』明治二十五年八月二十五日付に紹介されている。

(80) 明治二十九年四月二十日通常総会関係書類（前掲『通常臨時総会決議録』）。

(81) 「鉱業取締規則発布の主旨」、「博多商業会議所総会」（『福陵新報』明治三十年一月二十三日、三月二日）などによる。

(82) 明治三十一年三月二十六日総会関係書類（前掲『通常臨時総会決議録』）。

(83) 明治三十一年十一月十六日臨時総会関係書類（同右）。

(84) 以下の規約の検討は前掲、諸規約による。なお明治二十年四月改正規約は前掲、麻生家文書、組5による。

(85) 明治二十七年四月四日通常総会決議（前掲『通常臨時総会決議録』）。

(86) 明治二十七年十一月七日常議員会決議（前掲『常議員会決議録』）。

(87) ややのちの時期になるが、明治三十六年十一月十七日の常議員会で「組合炭坑中経費未納者処分件」は「宿題ニスル」と決議している（『筑豊鉱業（業）組合事蹟』明治参拾五年度以降、麻生家文書、組6）。

(88) 以下、『堀川部分会決議録原書』明治二十七年七月ヨリ同三十年十二月ニ至ル（直方市石炭記念館所蔵）による。

(89) 明治二十八年三月五日の定会で大辻鉱の豆田為太郎が会長に選出され、三十年六月五日まで在任したとみられ、ついで同年八月五日に新会頭として大辻鉱の高梨東太が選出された。この八月五日の会議では前述のように常議員として金剛鉱主加藤周助を推選している（前掲『堀川部分会決議録原書』）。

(90) 以下、前掲『通常臨時総会決議録』による。

(91) 「筑豊鉱業組合の協議会」、「筑豊礦業組合門司支部の設置」（『門司新報』明治三十二年三月十九日、三月二十一日）など。

(92) 前掲『通常臨時総会決議録』、および「筑豊鉱業組合総会」（『門司新報』明治三十二年三月二十九日）。

(93) 「豊前鉱主の会合」、「興業組合常議員会と豊前鉱主」（同右、明治三十二年四月十四日、四月十八日）。

(94) 前掲「興業組合常議員会と豊前鉱主」。

(95) 前掲『通常臨時総会決議録』。なお決議録では常議員として清原兼三（第二新入）が選出されたとしているが、のち五月六日付で谷茂平選出に訂正された（『筑豊鉱業組合ニ関スル照会

- 總」麻生家文書、組3)。また本部・支部については、従来から若松にある組合事務所を本部とし、本部内に若松支部を置き、門司支部として新事務所を建設することになったという(「筑豊坑業組合総会」、「福岡日日新聞」明治三十二年四月二十二日)。
- (96) 「撫松餘韻」(松本健次郎、一九三五年)五六六頁。
- (97) M・A生「筑豊石炭の運送と若松港(承前)」、「門司新報」明治二十八年四月十日)。
- (98) 以上、「筑豊各炭坑の貯炭四億斤」(同右、明治三十一年一月十一日)による。
- (99) 「蟻運賃の騰貴と近況」(同右、明治三十一年一月十九日)。
- (100) 以上、同右、明治三十一年二月八日、二月十一日、二月二十日、三月二十二日、三月二十三日、三月二十四日付の關係記事による。
- (101) 以上、同右、明治三十一年三月二十九日、四月二日、六月五日、六月九日付の關係記事による。
- (102) 以上、「筑豊鉱業組合水運部総会」、「筑豊鉱業組合直方支部の存廃」、「筑豊鉱業組合常議員会」、「筑豊鉱業組合本年度の予算」(同右、明治三十三年三月一日、三月十一日、三月二十三日、四月五日)。
- (103) 「鉱業諮問会の顛末」(「日本鉱業会誌」第九二号)。
- (104) 同右。
- (105) 前掲「九州鉱業者集會決議報告」(麻生家文書、組5)。
- (106) 「石炭輸出業組合規約(写)」(同右)。
- (107) 以上、「石炭輸出業組合規約草案ニ基キ決議」、「石炭輸出業組合規約草案ニ基キ申合」(いずれも同右)、および「鉱業者聯合」(「門司新報」明治二十六年三月十六日)。
- (108) 「炭礦業者の會合」(同右、明治二十七年四月八日)。
- (109) 以下、「筑豊坑業組合の通牒」(同右、明治二十七年四月二十五日)、「筑豊鉱業組合員有志意見書」、「佐賀県鉱業人意見書」(いずれも、前掲、麻生家文書、組5)による。
- (110) 前掲「通常臨時總會決議録」。
- (111) 前掲「通常臨時總會決議録」、「常議員會決議綴」。
- (112) 明治二十七年七月七日鉱業組合若松石炭問屋組合臨時交渉會決議(前掲、麻生家文書、組5)。
- (113) 明治二十七年六月二十八日臨時總會決議(前掲「通常臨時總會決議録」)。
- (114) 高原徳太郎「筑豊鉱業組合の門司輸出炭取締規約取消ニ付愚見を述べ」(「門司新報」明治二十七年十一月三日)。
- (115) たとえば「石炭輸出禁止令愈出でん」(「門司新報」明治二十七年九月九日)。
- (116) 以下、「九州炭鉱者団体組織會」(前掲、麻生家文書、組5)による。
- (117) 「日清事件石炭輸出に就き三県坑業者の會議」(「門司新報」明治二十七年九月十五日)。
- (118) 「石炭輸取出調委員の上京」(同右、明治二十七年九月二十三日)。
- (119) 「石炭輸出に決す」、「石炭輸出復旧に就き坑業組合の通知」



(同右、明治二十七年十月二十五日、十月二十九日)。

(120) 前掲、高原述。

(121) 以上、高野江基太郎『門司港誌』複製版(名著出版、一九七三年)九一頁以下、『社団法人若松石炭協会五十年史(同会、一九五七年)二一頁以下による。

(122) 『石炭鉱業聯合会創立拾五年誌』(同会、一九三六年)回顧篇二八頁。

付記 本稿は、経営史学会第一九回大会自由論題報告(一九八三年

一〇月二十九日、西南学院大学)、および九州大学石炭研究資料センター第二〇回研究会報告(一九八四年四月二十八日)の報告原稿に加筆し、まとめたものである。

本稿で利用した史料の閲覧について麻生セメント株式会社、直方市石炭記念館、宮田町石炭記念館、福岡県立図書館、北九州市立図書館、九州大学経済学部図書室、福岡県地域史研究所の関係各位にお世話いただいた。記して謝意を表する次第である。